

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成26年3月11日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長）	
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員、三好義治委員）	
散会の宣告	67

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年3月11日（火）午前10時 開会
午後4時44分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺慎吾 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
秘書課長 池上 彰 政策推進課長 谷内田 修 同課参事 上田和生
人事課長 大橋徹之 人権女性政策課長 荒井陽子
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼納税課長 東角泰典
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡
情報政策課長 楨納 縁 市民税課長 和田元伸 固定資産税課長 中西利之
工事検査室長 宮木茂実
会計管理者兼会計室長 牛渡長子
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
総務課長 明原 修 同課参事 堤 仁志 予防課長 納家浩二
警備課長 橋本雅昭 警防第1課長 萩原秀夫 警防第2課長 松田俊也
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄 警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成26年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案第21号 摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件
議案第38号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第29号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一
部を改正する条例制定の件所管分
議案第22号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号 摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市職員の高齢者部分
休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 26 号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 27 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 28 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 4 号 平成 26 年度摂津市財産区財産特別会計予算

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。最初に理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

年度末で公私何かとお忙しいところ、本日は、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、渡辺委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 議案第1号、平成26年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等の所管につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、18ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前

年度に比べ5,900万円の増額です。

目2、法人は、前年度に比べ1億6,580万円の増額です。これは、景気回復による主要法人の業績改善を見込むものです。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ3,620万円の減額です。

目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額です。

項3、軽自動車税は、前年度に比べ70万円の減額です。

20ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ2,000万円の減額です。これは、全国的なたばこ消費人口の減少によるものです。

項5、都市計画税は、前年度に比べ1,790万円の減額です。

款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税は、前年度と同額です。

項2、自動車重量譲与税は、前年度と同額です。

22ページ、款3、利子割交付金は、前年度に比べ336万円の増額です。

款4、配当割交付金は、前年度に比べ2,625万円の増額です。これは、税制改正に伴うものです。

款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ476万円の増額です。

款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ2億5,250万円の増額です。これは、地方消費税の税率変更に伴うものです。

24ページ、款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ20万円の減額です。

款8、自動車取得税交付金は、前年度に比べ3,724万円の減額です。これは、税制改正に伴うものです。

款9、地方特例交付金は、前年度と同

額です。

款10、地方交付税は、前年度と同額です。

26ページ、款11、交通安全対策特別交付金は、前年度と同額です。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料です。

28ページ、目5、土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料です。

30ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

34ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金は、番号制度システム整備補助金です。

36ページ、目4、土木費国庫補助金は、公的賃貸住宅家賃低廉化のための社会資本整備総合交付金です。

項3、委託金、目1、総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金です。

次に、40ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金です。

46ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。

款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入です。

目2、利子及び配当金は、各種基金利子です。

48ページ、項2、財産売払収入は、土地売払収入です。

款17、寄附金は、前年度と同額です。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、財産区財産特別会計からの繰入金です。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ4億1,411万4,000円の減額です。

目2、公共施設整備基金繰入金は、前年度に比べ3億8,379万7,000円の減額です。

50ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度と同額です。

項2、市預金利子は、前年度に比べ6万7,000円の増額です。

項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度に比べ5万9,000円の減額です。

52ページ、項4、雑入、目1、滞納処分費は、前年度と同額です。

目2、雑入は、市町村振興協会交付金などです。

58ページ、款20、市債は、前年度に比べ8億3,880万円の増額です。これは、臨時財政対策債の借換債を発行するためです。

本年度発行予定の市債は、目1、総務債は、コンピュータシステム新規構築事業債。

目2、民生債は、災害援護資金貸付債及び民間保育所施設整備補助事業債。

目3、商工債は、南千里丘モデルルーム跡整備事業債。

目4、土木債は、橋梁耐震化等事業債、吹田操車場跡地まちづくり事業債及び新在家鳥飼上線道路整備事業債。

目5、消防債は、消防通信指令室等改修事業債及び情報収集伝達体制整備事業債です。

目6、教育債は、小学校耐震補強等事業債、中学校給食配膳室設置事業債及び中学校耐震補強等事業債です。

目7、臨時財政対策債は、借換債です。借入限度額及び借入方法は8ページの第

2表、地方債に記載のとおりです。

続いて、歳出ですが、64ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、68ページまで記載のとおり、その多くが事務経費です。

目2、文書広報費は、文書の郵送や印刷等の経費です。

70ページ、目3、会計管理費は、会計事務に係る経費です。

目4、財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費等です。

74ページ、目7、公平委員会費から目8、固定資産評価審査委員会費は、各委員会の管理運営経費です。

目9、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費です。

80ページ、目16、財政調整基金費から目18、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものです。

項2、徴税费、目1、税務総務費及び82ページ、目2、賦課徴収費は、税務事務に係る経費です。

86ページ、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費は、管理運営経費です。

88ページ、目2、府議会議員選挙費は、府議会議員選挙に係る経費です。

目3、農業委員会選挙費は、農業委員会選挙に係る経費です。

90ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計調査に係る経費です。

目2、基幹統計調査費は、統計法に基づく各種基幹統計調査に係る経費です。

92ページ、項6、監査委員費、目1、監査委員費は、監査委員事務局に係る経費です。

続いて、148ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費は、市営住宅管理経費です。

次に、156ページ、款8、消防費、

項1、消防費、目4、災害対策費は、防災対策及び各種備蓄物品購入に係る経費等です。

次に、190ページ、款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ9億6,682万4,000円の増額です。これは、借換債の発行などにより増額となるものです。

目2、利子は、前年度に比べ6,502万5,000円の減額です。

款12、予備費は、前年度と同額です。

以上、平成26年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務部等の所管につきまして補足説明をいたします。

まず、6ページの第2表、繰越明許費をご参照ください。

款7、土木費、項4、都市計画費、吹田操車場跡地まちづくり事業は、工事途中において地下埋設物が見つかり、撤去に時間を要したため事業費の一部を繰り越しするものです。

款7、土木費、項4、都市計画費、新在家鳥飼上線道路整備事業は、年度内に所有権移転登記の完了が確認できないため、事業費の一部を繰り越しするものです。

款8、消防費、項1、消防費、地域防災計画策定事業は、大阪府の地域防災計画策定に遅れが生じているため、その全額を繰り越しするものです。

款9、教育費、項2、小学校費、小学校耐震補強等事業及び項3、中学校費、中学校耐震補強等事業につきましては、三つの小中学校の耐震補強等工事に関し、国の補正予算に伴い、本市の補正予算に歳入歳出予算を計上するとともに、その全額を繰り越しするものです。

次に、7ページ、第3表、地方債の補正追加分は、国の補正予算に伴う、摂津小学校の耐震補強等工事に伴う事業債及び第三、第四中学校耐震補強等工事に伴う事業債を新たに計上するものです。

8ページ、変更分の各事業債につきましては、事業費等の確定により起債の限度額を減額するものです。

次に、歳入ですが、14ページ、款1、市税、項1、市民税、目2、法人は、法人税割について当初見込みを下回ったため4億円減額しています。

16ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金は、家賃低廉化に伴う社会資本整備総合交付金を300万円減額しています。これは、交付金算定基礎となる入居者世帯数に変動があったためです。

項3、委託金、目1、総務費委託金は、事業費の確定に伴い、参議院議員通常選挙費委託金を1,454万3,000円減額しています。

18ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、事業の進捗状況に伴い、総合相談事業交付金を32万6,000円増額し、緊急雇用創出基金事業補助金を174万5,000円減額しています。

款16、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金は、財政調整基金など各基金の運用利子が確定したことにより60万円増額しています。

20ページ、項2、財産売却収入、目1、不動産売却収入は、1億9,980万円減額しています。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、一般寄附金を増額しています。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、補正財源を調整するため1億6,513万3,0

00円増額しています。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金を増額しています。

22ページ、項4、雑入、目2、雑入では、市史売却収入等を計上しています。

款20、市債、項1、市債、目1、総務債は、事業費の確定に伴い、防犯灯設置事業債を減額しています。

目3、土木債は、事業費の確定に伴い、阪急正雀駅前道路改良事業ほか3事業について、起債発行額を減額しています。

目4、教育債は、事業費の確定に伴い、テニスコート改修事業債を減額するほか、国の補正予算に伴い、摂津小学校の耐震補強等事業債及び第三、第四中学校耐震補強等事業債を新たに計上するものです。

続いて、歳出ですが、24ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、26ページ、目2、文書広報費、目3、会計管理費、目4、財産管理費、28ページ、目7、公平委員会費、目9、電子計算費については、決算見込みにより減額するものです。

目16、財政調整基金費から目19、土地開発基金費までの各費目については、各基金の運用利子が確定したことにより増額するものです。

32ページ、項2、徴税费、目1、税務総務費及び目2、賦課徴収費については、決算見込みにより減額するものです。

34ページ、項4、選挙費、36ページ、項6、監査委員費については、決算見込みにより減額するものです。

56ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費の457万6,000円の減額は、決算見込みによるものです。

58ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費の30万5,0

00円の減額は、東日本大震災による水道料金減免に伴う水道事業会計繰出金の増額があったものの、決算見込みによるものです。

72ページ、款10、公債費、項1、公債費、目1、元金及び目2、利子については、決算見込みにより減額するものです。

以上、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第7号）の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、議案第1号、平成26年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計当初予算書の34ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、民生費国庫補助金では、4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への配慮として実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務執行経費と給付金相当額についての国からの補助金として、総額4億4,746万2,000円を計上いたしております。

40ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、総合相談事業交付金の308万8,000円のうち、人権問題についての相談業務に係る交付金として154万4,000円を計上いたしております。

44ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

続きまして、52ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、広

報紙及びホームページへの広告掲載料、退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合等からの派遣職員に係る給与等負担金、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金、男女共同参画センター主催講座の受講料を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、64ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務を始めとする市長公室各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

68ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布に係る経費のほか、ホームページの管理、運営に係る経費などを計上いたしております。

72ページ、目5、企画費では、政策推進課に係る事務経費のほか、旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料を新たに計上いたしております。

74ページ、目11、女性政策費では、男女共同参画計画を推進するための経費などを計上いたしております。

76ページ、目12、男女共同参画センター費では、男女共同参画センターの講座開催並びに相談業務等、事業運営に要する経費などを計上いたしております。

78ページ、目15、諸費においては、人権啓発推進事業や平和施策推進事業の経費などを計上いたしております。

102ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目8、臨時福祉給付金給付事業費では、給付事務に従事する職員の人件費のほか、システム構築や事務機器の借上げなどの事務執行経費、臨時福祉給付金を計上しております。

104ページ、目9、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、臨時福祉給付金給付事業費と同様に給付事務に従事する職員の人件費のほか、システム構築や事務機器の借り上げなどの事務執行経費、子育て世帯臨時特例給付金を計上いたしております。

人件費にかかわります予算につきましては、194ページ、給与費明細書をご参照いただきますようお願いいたします。

平成26年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算として4億6,555万円、一般職に係る予算として48億8,228万6,000円、総額53億4,783万6,000円を計上いたしております。

前年度当初予算と比較いたしますと約4.1%、2億2,796万5,000円の減額となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は報酬が3億658万4,000円、給料が22億2,964万3,000円、職員手当が20億1,269万5,000円、共済費が7億9,891万4,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減額についてご説明申し上げます。

給与費全体では、2億2,451万5,000円の減額となっております。これは、給料で4,170万2,000円、職員手当で1億6,879万2,000円、共済費で1,402万1,000円、それぞれ減額となったことによるものでございます。

また、減額の要因についてでございますが、給料の減額は普通昇給分として1,018万9,000円の増額となったものの、現給保障制度の段階的廃止に伴い117万6,000円、採用、退職等の

職員の異動などにより5,071万5,000円が減額となったことによるものでございます。

職員手当の減額は、月額の特殊勤務手当の廃止などによる806万5,000円の減額のほか、先ほどの採用、退職等の職員の異動等により1億6,072万7,000円が減額となったことによるものでございます。

共済費の減額は、採用、退職等の職員の異動等によるものでございます。

続きまして、議案第10号、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第7号）のうち、市長公室に係ります部分につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、22ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、広報紙及びホームページへの広告掲載依頼が当初予定よりも増加したことに伴い、広報紙広告掲載料で18万9,000円、ホームページ広告掲載料で8万9,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、歳出についてでございますが、24ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、賃金、旅費など、経常経費について経費節減に努め、秘書課、人事課、人権女性政策課に係る経費を減額いたしております。

26ページ、目2、文書広報費では経費節減に努め、委託料、使用料及び賃借料などを減額いたしております。

同じく、26ページ、目5、企画費では、プロポーザル提案での業者選定の結果として、コミュニティセンター基本設計委託料で218万8,000円の減額となったほか、政策推進課に係る業務執行経費の節減に努め、旅費や需用費などを減額いたしております。

28ページ、目11、女性政策費では

19万9,000円、目12、男女共同参画センター費では14万7,000円、30ページ、目15、諸費では65万8,000円をそれぞれ減額いたしておりますが、これは人権女性政策課及び男女共同参画センターの業務執行経費の節減に努めたものでございます。

次に、人件費に係ります補正予算については、76ページをご参照ください。

給料で529万4,000円、共済費で157万9,000円を減額いたしておりますが、これは年度途中で退職する職員が生じたことが主な要因でございます。

職員手当では507万9,000円の増額となっておりますが、これは時間外勤務手当で1,170万9,000円を減額したものの、先ほどの年度途中で退職者が生じたことに伴い、退職手当で1,955万2,000円の増額をしたことが主な要因でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 熊野消防長。

○熊野消防長 それでは、議案第1号、平成26年度摂津市一般会計当初予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書32ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料、保安三法設置許可等及び検査手数料でございます。

36ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目5、消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

44ページ、款15、府支出金、項2、

府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

54ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、消防団員退職報償費、近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、予算概要94ページから99ページにかけて記載しておりますので合わせてご参照願います。

予算書150ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は8億5,579万8,000円で、前年と比較して4.8%、3,925万1,000円の増加となっております。

150ページ、賃金は、1名の臨時職員賃金でございます。

152ページ、旅費は、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費などでございます。

需用費は、消防活動業務用品、職員の貸与被服の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。

役務費は、一般加入回線、専用回線及び携帯電話代等の通信運搬費、消防活動用ポンベ検査等の手数料並びに車両の保険料などでございます。

委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理、緊急情報システム等保守管理のほか、吹田市との指令センター共同整備に伴う実施設計などの委託が主なものでございます。

154ページ、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げなどでございます。

備品購入費は、化学物質等の災害に備え、除染資機材の購入配備、空気呼吸器用ポンベ及び化学防護服等の更新に係る経費でございます。

負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金、消火栓新設・修理負担金及び救急救命士養成等の職員派遣負担金並びに救急安心センター負担金などでございます。

続きまして、目2、非常備消防費は3,918万6,000円で、前年と比較して3.4%、129万5,000円の増加となっております。

報酬は、消防団員に支給する消防団員報酬でございます。

報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。

旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。

需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防車両29台及び小型動力ポンプ22台の維持補修などでございます。

156ページ、備品購入費は、小型動力ポンプ3台の更新経費等でございます。

負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金、消防団屯所の補修に対する消防施設整備費補助金などでございます。

以上、消防本部の所管分の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第10号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第7号)のうち、消防本部に係る事項につきまして、その主なものついて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書58ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の賃金は、臨時職員1名に係る賃金の執行差金、役務費は、発信地表示システム利用料の改定による通信運搬費の減額等、委託料は鳥飼出張所耐震診断に係る執行差金及び消防救急デジタル無線整備に伴う実施設計に係る執

行差金等でございます。備品購入費は、軽貨物自動車購入に係る執行差金でございます。

目2、非常備消防費、備品購入費は小型動力ポンプ1台購入に係る執行差金等でございます。

以上、補正予算のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、早速質問させていただきます。

一つ目、議案第1号、31ページ、総務手数料についてですが、森山市長の市政方針にもある「計画を実現する行政経営」の中で電子自治体の推進をうたっておられますが、もう少し具体的にどのようにお考えなのか、コンビニ等による証明書の発行など、アウトソーシングによる市民のサービスの向上は時代の流れになってきています。将来のビジョンなどをお教え願います。

次に、二つ目、35ページ、総務費国庫補助金4,320万円ですが、マイナンバー制度、納税者番号制度の進捗状況、管理、運用に当たってのメリットとデメリットをお教え願います。

三つ目、73ページ、企画費の委託料ですが、旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料734万4,000円になってますが、基礎的条件の整理として基本調査となっておりますが、内容を具体的にお教え願います。

四つ目、平成26年度当初予算主要事業一覧の6ページ及び予算概要94ページの消防職員教育訓練派遣事業693万2,000円ですが、救急救命士は迅速な対応いかんでは人命を左右する大変な

仕事です。具体的内容をお教え願います。

五つ目、同じく平成26年度当初予算主要事業一覧7ページ及び予算概要の98ページの救助活動事業で640万円になってますが、除染シャワー等化学薬品火災を想定してのことだと思えます。摂津市内には約4,000社の企業がありますが、国の設置基準、配備基準に照らし合わせて装備は満たしているのか、どのような基準なのかお教え願います。

○野口博委員長 順次答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、旧味舌小学校及び旧三宅小学校跡地の基本調査業務の内容につきましてお答えさせていただきます。

今回予定しております調査業務の内容といたしましては、まず両小学校の立地条件、それから法規制、跡地周辺の概況等基本的な条件をまず整備したいと考えております。それから、あとは諸条件に適合して周辺地域環境と調和した売却、賃貸の計画の検討を行っていききたいというふうに考えております。この跡地売却、賃貸に向けた課題等につきましては、アクセスや動線の配慮とか景観への配慮、それから防災、環境への配慮、その他配慮事項についてそれぞれの課題をきっちりと把握して検討していききたいと思っております。

その他、今現在の登記、公図関係も整備を行うことも合わせて行っていききたいと思っております。

それと、あとは正雀保育所の関係ですけれども、これについて老朽化に伴う建て替えについて、移転用地等を検討していききたいと思っております。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 中川委員のご質問についてお答えします。

電子自治体の将来像ということで、番号制度を踏まえたところの市民の利便性を図る施策といたしまして、コンビニ交付というものが想定されております。コンビニ交付におきましては、番号制度導入におきましての市民の利便性の向上におけるところの一つとなっております、現在、市民サービスコーナー等で交付しております各種証明書をコンビニ交付におきまして、市民の方が多機能端末を用いて発行できるという、そういうシステムを整えるもので、今後、番号制度を実現する中で市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

加えて、市民の利便性の向上という中でマイポータルというものが想定されております。市民の方が必要とする情報を必要なときに必要なタイミングで発信できるような、そういったシステムの整備も考えておるところでございます。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問のありました消防職員教育訓練派遣事業で、これは当初予算の主要事業一覧にございます救急救命士特定行為の処置拡大に対応するため、消防学校の受講メニューを追加するというお問い合わせにお答えいたします。

厚生労働省で救急救命士の業務のあり方等に関する検討会が組織されておまして、その中で、従前の救急救命士が処置できなかった特定の3行為というのが議論されております。一つには、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与です。二つ目に、心肺機能停止前の静脈路確保の実施です。三つ目には、重症ぜんそく患者への吸入β刺激薬の使用ということ。この3点が適当であるとの見解が出されました。

今回は結果的に、1番、2番のブドウ糖溶液の投与と心肺機能停止前の静脈路

確保の実施の2項目が救急救命士の処置範囲に追加することと決定されました。そのことを受けまして、平成26年度は、この拡大された処置を行う資格を取得するために、4名の救急救命士を消防学校に教育派遣する予定でございます。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 それでは、除染資機材等についてのご質問にお答えいたします。

除染シャワーにつきましては、消防法第36条の2の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部が改正され、これまで地域実情に応じて備えることとされていた除染シャワーや除染剤散布器が、地域実情の限定が除外されたことにより、本市救助隊を含む特別救助隊においても備えなければならない資機材となりました。今回、購入配備いたします除染シャワーにつきましては、特殊災害と呼ばれる放射線漏えい事故、化学物質等の漏えい事故、あってはならないのですけれども生物化学剤等を使用したテロによる災害に備えるものでございます。このような災害における化学物質などの中には、皮膚を侵してしまうものであったり、皮膚から体内に吸収されてしまうものもあり、人体に悪影響を与える物質が多く存在しております。ガスマスクや空気呼吸器だけでは対応ができず、昨年度から更新いたしております化学防護服や放射線防護服などの装備が合わせて必要となります。有害な剤に侵されました要救助者や防護服を着用して活動した隊員は、有害な剤に侵される時間が長時間に及びますと生命に危険が及ぶ恐れがあり、危険区域から出るには緊急的な除染が必要となります。もし、除染せずに要救助者を危険区域から救出し救急搬送すれば、その要救助者は危険

な状態が続き、救急隊員や救急車内が汚染されることとなり二次災害が発生いたします。また、搬送先の医療機関までも汚染されることとなり、被害は拡大してしまうこととなります。

今回配備いたします除染シャワーは、空気ポンベを使用して展張する空気膨張式で可搬式であります。展張後はストレッチャー1台と隊員2名がテント内に入り除染することができ、内部にはノズル10基とハンドシャワー2個が装備され、短時間で多人数の除染が可能となります。汚染水の処理についてはまだ不十分でありますので、処理に必要な資機材につきましても順次整備してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 マイナンバー制度のデメリットの答弁をお願いします。

○野口博委員長 再度、補足答弁願います。榎納課長。

○榎納情報政策課長 ご質問のマイナンバーのデメリットについてですが、デメリットと申しますのは、今、国が想定されておりますのが個人番号の付番通知を平成27年10月を予定されていることから余り時間がないことと、システム整備に関する費用が相当な費用がかかるというところが、国が想定されている中でデメリットではないかと考えるところでございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

まず、アウトソーシング、電子自治体の件ですけれども、コンビニ交付とか、私まだ不勉強なのでこれをもうちょっとご説明いただきたいのと、ぜひ、これは要望ですけれども、電子自治体というのは0か1かの電子ですからいろいろと悪

さをするのがよくあると思いますので、安全で信用のおける電子自治体を大前提で進めていただきたいと思います。ですので、コンビニ交付とか、そのことについてもうちょっとご説明いただきたいと思います。

次に、納税者番号制度ですけれども、私の認識のマイナンバー制度はまだまだ私自身不勉強なんですけど、収入から税金、そして医療履歴まで一元化されて管理されるものだというふうに理解しております。アメリカの社会保障番号のようなものというふうに私は認識しております。ですので、個人情報、プライバシーが一極に集まりますので、その取り扱いだとかいうのがすごい問題になってくると思いますので、ぜひその辺をしっかりと議論して進めていただきたいと思います。

次の旧味舌・三宅小学校跡地の件ですけれども、跡地になって大分時間がたっていると思います。今までいろんな議論がされていると思います。私もまだまだ不勉強なのでこれからも勉強していきたいと思ってるんですけども、ぜひ意見として、防災拠点として整備してほしいとか、すぐに売却するべきだとかいろいろ市民からの意見も聞いております。ぜひ、これからもしっかりと議論して検討していただきたいと思います。

そして、消防職員の訓練の内容は理解しました。これからも人命の重みをしっかりと意識されて職務に当たっていただきたいと思います。

そして、除染シャワーの件ですけれども、配備されるのはわかるんですけども、私のイメージではサリン事件だとかいろいろあるんですけども、そういうのがもし摂津市内で起こった場合に配備されるもので、許容できるのか、もちろんいろいろ応援は来るとは思うんですけども、

けれども、どれぐらいの機能のものなのか。言われても多分ぴんとは来ないかもわからないんですけど、わかりやすくどれぐらいの機能、何人ぐらいをこれぐらいでシャワーを浴びれるとかというふうに教えていただければと思います。簡単に。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 中川委員の2回目の質問のコンビニ交付についてご説明させていただきます。

コンビニ交付につきましては、番号制度の中で考えられておりますICカードの配付、こちらのほうは平成28年1月に想定されております。ICカードのICチップの中にコンビニ交付ができるアプリケーションを搭載するという、そういう仕組みがまず必要になってまいります。そして、そのアプリケーションを搭載したカードでコンビニエンスストアで多機能端末にICカードを入れ、そしてログイン、こちらのほうもパソコンのIDパスワードではなく公的個人認証という、こういう仕組みも国で創設することになっております。そういったところでセキュリティの精度を高め、コンビニ交付をすることによって市民の利便性、今でしたら市役所もしくは市内のサービスコーナーというところでの交付をしておりますが、市民の方が身近なコンビニエンスストアで交付できるような、そういった仕組みを今後市の中でも国の動向を見ながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 2回目の質問にお答えさせていただきます。

特殊災害ですけれども、まず初動体制活動といたしまして、検知活動それと危険区域の設定のゾーニング、それから関係者の救出、それからその後除染活動

という形で、除染が終了してから救急搬送となります。

まず、救助隊が配備されていまして、6人配置で常時4名から5名の救助隊がいます。救助隊がこういうテロとか化学災害が起これば、まず真っ先に向かいます。危険区域に入る人数といたしましては、最低必要人数2名から3名です。そこで、一番危険な区域に入っていきま。それから、危険区域から出たところに除染シャワーを設定いたします。まず大きな災害が起これば、府下応援協定や緊急消防援助隊の要請が可能となっておりますので、大規模になりましたらそちらから応援をいただくということになっております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 もう一度質問させていただきます。

この電子認証のICカードの認証というふうなことで、それを持ってコンビニへ行って証明書を発行ということですけど、そのICカード自体にICチップがあって認証されるということは、自宅でも取れるということにはならないんですかね。単純な自分の感覚なんですけれども。要するに、そう考えればコンビニと提携しなくても、各自ICチップを利用すれば、認証で許可をもらえれば自宅でも取れるんじゃないかなという素朴な疑問です。どうお考えなのか教えていただければと思います。

次には除染のほうなんですけれども、何度もありがとうございました。

これは利用されないのが一番いいことだと思いますけれども、摂津市内にも化学薬品等を使用する企業が多数あると思います。大企業になると自衛の消防団も組織されてると思います。ぜひ連携をとって、お互い意思の疎通をし合いながら安

心・安全を守っていただきたいと思います。

最後にもう一度そのICチップの件だけお教えてください。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 中川委員の3回目のご質問にお答え申し上げます。

委員がご指摘のとおり、自宅からパソコンによって今申しました、公的個人認証サービスと申し上げましたが訂正させていただきます。公的個人認証サービスを用いたログイン手段として電子利用証明の仕組みが創設されることとなっております。したがって、この電子利用証明の仕組みを用いまして自宅のパソコンからも、今後、電子申請ですとか電子届出が実現できるようになってくるものとなります。ただ、今の各種証明書の発行につきましては用紙の問題がございますので、自宅から即、証明書が自分のプリンターから出てくるというようなことの実現にはなりません。今、申しました電子届出、電子申請、そういったことが実現可能となっておりますので、より市民の利便性が図れてくるものと考えられております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 質問は以上です。ありがとうございました。

○野口博委員長 中川委員の質疑が終わりました。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

本日は、この日に総務常任委員会ということで、行政の場で一部防災に携わる一員として、さらなる責任感と使命感を持って臨みたいと思います。よろしくお願ひします。

質問につきましては、予算書の歳入、歳出。そして一部、第4次行財政改革実

施計画進行状況表を通しましてご質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目ですけれども、予算書の34ページ、総務費の国庫補助金についてでございます。先ほど中川委員のほうからもマイナンバーに関する国の予算についてのお話ございました。今回4,320万円、10割が国の負担ということで、ある意味で、これだけの予算計上がされるということはまれでありますし、それだけ大変な内容ではないかというふうに感じております。

そこで、2点お尋ねしたいのが、現在の市庁舎内のシステムとの整合性等を含めまして、今後国の動きをよく見きわめて市のシステムを改造していかないと二重に開発コスト等もかかりますので、それに対してどのようなお考えを持っておられるのか。また今回の内容につきましては、かなり所管をまたぐ内容になることが予想されます。そういった意味で、市庁舎内でマイナンバーに関する検討会の準備をされているのかをお尋ねしたいと思っております。

続きまして、予算書、歳入の34ページでございます。民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金でございます。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてでございます。具体的なこの給付金に対する周知方法、そして、また円滑に給付できるための本市の取り組みについてお伺ひしたいと思っております。

次に、予算書、歳入の48ページでございます。不動産売払収入でございますけれども、防災管財課の所管としても土地売払収入が計上されております。その内容についてお伺ひしたいと思っております。また、土地売払いについての本市の基本的な考え方及び今後売払いを検討されて

いる内容がございましたら、お教えいただきたいと思っております。

これより、予算書の歳出についてでございます。予算書の62ページ及び64ページでございますけれども、職員手当についてでございます。職員手当の中に地域手当というのがございますけれども、恐らく長年の課題であることは存じますけれども、その指数について近隣市が10であるのに対して本市は6でございます。この4ポイントの差異はいつ埋まるのか。また市としてどういう働きをしているのか、また市長会等の中でどのように議論が進んでいるのかをお伺ひしたいと思っております。

次に、予算書の歳出、66ページでございます。総務管理費の委託料でございます。管理職養成等研修委託料についてでございます。第4次行革の実施計画及び先日の市長よりの基本方針の中でも人材育成を柱として掲げて取り組んでおられます。その中で、役職経験年数等に応じて求められる能力の育成を目的とした創造的人材育成事業について、具体的にどういうことを実施しているのかをお伺ひしたいと思っております。

続きまして、予算書70ページでございます。総務管理費の文書広報費でございますけれども、広報せつについて第4次の実施計画の中でも、現状月2回の発行を月1回にしてはどうかとの議論が発生しております。その後、さまざまな論議が行われたと思っておりますけれども、その進捗及び内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、予算書72ページ及び70ページ、企画費、財産管理費でございます。先ほど中川委員のほうから、旧味噌・三宅小学校の跡地調査に対するご質問がございました。私も、地域のコミュ

ニティや防災の観点から見ても必要な施設であるというふうに考えます。そういう意味で、やっぱり市民の皆さんのそういう思いをしっかりと汲んでいただいて、今回の調査にも取り組んでいただくように要望いたしたいと思います。これに関連しまして、70ページの財産管理費の委託料の中に、従来どおり市立集会所管理委託料が計上されております。集会所も老朽化が進んでいる物件もふえてきております。再構築について、本市では今後どのような方向性で進めていくのか、さまざまな課題もあるかと思っておりますけれども、そのお考えについてお伺いしたいと思っております。

続きまして、予算書74ページでございますけれども、女性政策費についてでございます。現在、国会におきましても、安倍政権下におきまして、女性の視点からのさまざまな取り組みにも力を入れておられますけれども、本市における女性管理職の養成等についての今後の抱負等をお聞かせいただけたらと思っております。

続きまして、82ページになりますけれども、賦課徴収費でございます。予算概要のほうになりますけれども、30ページにインターネット等公売事業というのがございます。その内容についてお伺いしたいと思っております。

続きまして、予算書の154ページ、常備消防費についてでございます。負担金の中で大阪航空消防運営費負担金がございますけれども、摂津市におきましてはどのような機会に航空消防が実動に適応されるのか、また今後予測されるのかをお伺いしたいと思っております。また、南千里丘のタワーマンションも入居が始まります。ヘリポートも設置されましたが、火災発動時の対応について合わせてお伺いしたいと思っております。

続いて、予算書156ページ、消防費の災害対策費でございます。全体的に増額となっておりますけれども、その内容についてお伺いしたいと思っております。

関連いたしまして、女性の視点を盛り込んだ取り組みをいつから防災に関して開催されるのか及び小学校単位で設置されております防災無線による放送内容が全ての地域を網羅できるに至る十分な設備であるのかどうかについてお伺いいたします。

さらに、委託料に避難所看板製作委託料というのがございますけれども、その内容についてお伺いしたいと思っております。国土交通省の地域の洪水に関する情報看板設置等の取り組みである「まるごとまちごとハザードマップ」、ここは水没しましたら何メートルになりますとかいうマップなのですが、この看板の設置について本市における推進状況についてお伺いしたいと思っております。

続きまして、第4次実施計画進行状況表に関しまして、ご質問させていただきたいと思っております。人事課に関しまして4点ご質問いたします。

人材の育成についてでございますけれども、人事課においての人材育成の改革項目のうち、各課の業務マニュアルの作成状況と今後その取り組みをどう充実させていくのか、また本年2月24日に人事評価制度のアンケートを実施されておりますけれども、どのような内容で今後どのような方向で進まれるのかについてお伺いいたします。

次に、人事課においての人事制度改革項目のうち、一つは人事制度改革の中で定年延長の論議がございます。地方公務員法に則って取り組まれることになるかと思っておりますけれども、本市ではどのように考え進めていかれるのか。また、退職

者の知識、技能を継承する取り組みである再任用制度についての進捗状況と効果及び今後の考え方をお伺いいたします。

次に、昇任試験制度を見直す取り組みについて、課長代理級の昇任試験制度について平成26年度から導入する方向性になっていきますけれども、その進捗についてさらに将来的にどのように進めていられるのか、問題点はないのかをお伺いいたします。

人事課最後になりますが、現在釜石市に応援派遣として本市の職員が半年契約のところを延長してくださり、やがて1年になろうとしております。現場で頑張ってくださいっております。その方へのさまざまなケアはできているのかどうか、また今後も継続されることになっていきますが、後任者の人選もスムーズに進んでいるのかお伺いいたしたいと思っております。

最後になりますが、事務事業改革についてお伺いいたします。

指定管理者制度と外郭団体のあり方について平成23年度から取り組んでいます。今後第5次に向けて、市長よりも基本方針の内容にも盛り込まれておりますけれども、これからの経営改善計画について、今後どのように働きかけていくのか、目的と概略についてお伺いしたいと思っております。

以上、よろしくお伺いいたします。

○野口博委員長 楨納課長。

○楨納情報政策課長 水谷委員の1回目のご質問にお答えいたします。

番号制度導入に向けての今後の国の動き、それに伴い二重のコストにならないようにどう考えているかというご質問であったかと思っております。番号制度の施行に向けて、総務省におきましては関係情報システムの整備支援といたしまして、直接的に番号制度導入に係る経費を対象に、

平成26年度から28年度にかけて国庫補助金を措置することとなっております。平成26年度におきましては、市町村が新たに行う個人番号の通知、個人番号の交付等に対する主に住基システムの改修に係る費用として、今回、整備補助金といたしまして計上させていただいております。

○野口博委員長 東角参事。

○東角総務部参事 インターネット等公売について、どういう内容ですかというご質問についてお答え申し上げます。

資産、財産等をお持ちの方で滞納をされている方がございます。その市税債権の確保につきましては、現在は預貯金等を中心に債権の差し押さえを行っておりますが、そのほかといたしまして、動産でありますとか不動産なども差し押さえをしております。また、その差し押さえをしました物件等につきましては、ヤフーのインターネット公売でありますとか、大阪府におきます不動産の合同公売とかを実施して売却いたしております。インターネット等の公売を実施することによりまして周知されるようになれば、滞納されている方への抑止力にもつながるものと考えております。インターネット公売は平成20年度から、それから不動産の公売につきましては平成23年度から実施いたしております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 水谷委員のご質問3点について、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、不動産の売払収入、防災管財課で予算化しております2億6,000万円の内容についてお答えさせていただきます。2億6,000万の内容につきましては、平成26年度計上しております物件につきまし

では、現在大阪モノレールの南摂津駅前にございます、一時駐車場として民間事業者に貸しておるんですが、その土地、東一津屋82の1番地、1,126平米、こちらのほうと以前から公売の物件で売れ残ってございます鳥飼北部区画整理区域内の鳥飼新町一丁目1504番地先、376.25平米を総額2億6,000万円の予算を計上してございます。

また、売り払いの考え方につきまして、庁内会議としまして低未利用地有効活用等検討委員会というのがございまして、そちらのほうで平成22年8月に報告書をまとめてございます。そちらのほうの全体に32筆の物件がございましたが、そちらのほう9筆を事業仕分けによりまして売却する物件としまして、以降売却を行ってございます。23年、24年と売却を行ってございます。今回計上しております東一津屋の物件につきましては、その当時の評価としましてはC評価、現在使用中であるというふうな評価になっておりますが、民間事業者に貸し付けしておるということでありますが、特に将来的な目的がないということで、財源確保が必要となったことで今回計上してございます。

続きまして、市立集会所の今後の再配置についてでございます。

市立集会所につきましては、地域の文化それから福祉の向上を図る目的としまして、市民のコミュニケーションの場として設置されておまして、市内に53か所ございます。53か所の使用につきましては自治会でありますとか老人会、それから各種グループの活動で使用されてございますが、集会所につきましても使用頻度につきましてはばらつきがございまして、中にはほとんど利用されていないという集会所もございます。集会所に

つきましては、建設から35年を経過しているものが15か所ございまして、今後の老朽化に伴う修繕費、それから今後の建て替えが大きな課題となっております。また、集会所の現状としましてバリアフリーができていないでありますとか、耐震化ができていないということがございますのと、加えて集会所の増築でありますとか、和室から洋室へ変えてください、それからトイレの洋式への改修でありますとか、LEDの電気を導入したいなどの多くの要望が届いておりますが、限られた予算の中でなかなか実現するのは難しい状況でございます。今後は、公共施設の老朽化、それから大規模改修等も今後の市財政を圧迫することが問題になっておりますので、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れてこの問題を解決するために、新しい公共施設が建つ場合にそこに集会所の機能を含めるなどそういうものを取り入れながら、また地域のコミュニティが継続できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害対策、防災対策事業の内容につきまして、お答えさせていただきます。

今年度は増額になっております要素としまして、大阪府の防災行政無線の再整備の負担金が2,836万9,000円計上させていただきますことが増額の原因となっております。大阪府の防災無線は老朽化が進んでおるために、今回東日本大震災の教訓を生かして機能充実を図るということで、各市に負担を求めているものでございます。そちらの歳出がございましたので増額になっているということでございます。

続きまして、災害対策のうち女性の視点の防災についてお答えさせていただきます

ます。女性の視点からの女性専門委員会につきましては、東日本大震災でありますとか阪神・淡路大震災、こちらのほうから災害の女性の視点が必要になっているという状況でございます。

また、特に乳幼児や幼児、それから高齢者、障害者などの世話をされているという方の大部分が女性であるということであるということや、また平日の昼間に家庭におられる方が女性が大部分であるというようなことから、専門委員会を設置したいというふうに考えております。

現在、専門委員会の委員の選定中ですが、委員の中には災害の防災協定を結んでおります釜石市の職員、それから市民の方を加えて専門委員会の委員の選定をした後に活動を開始したい。防災計画の修正もあわせて図ってまいりたいと考えております。

また、専門委員会につきましては、釜石市の職員を加えるということで、パソコンを利用したテレビ会議のほうを考えておまして、一定の研修の後に委員会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、小学校の防災無線についてお答えさせていただきます。小学校の防災行政無線につきましては、昭和63年に整備されたもので25年を経過しているということで、25年度事業で一部操作卓の更新をさせていただきました。

また、移動系の無線につきましても、MCA無線を用いるということで更新をさせていただいております。

防災行政無線の聞こえる範囲についてでございますが、摂津市内には市役所と小学校、旧スポーツセンターのほうに13か所、屋外スピーカーが設置されてございます。この無線機を通して届く範囲、音達範囲ということになります。約250メートルから300メートルの範囲。

円形ではございませんので、スピーカーの方向に向かってそれぐらいの範囲で聞こえるということになってございます。風向きや建物の状況にも変化いたします。

ただ、防災無線で市内を全てカバーすることは難しいということで、広報車による広報でありますとか、地域への連絡、それから緊急速報メールであるとか、メディアを通じた連絡を行うことで補完してまいりたいというふうに考えております。

また、防災無線を用いた訓練でございますが、平成25年度において11月に鳥飼西、摂津小学校、2月には千里丘小学校で防災無線を用いた訓練を行っております。今後も引き続き、自主防災訓練に防災行政無線を用いるような地域への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

補足させていただきますと、味生小学校区のほうでも防災無線の申し出がございましたが、一部、不具合がございまして、そちらのほうはできなかったことがございました。地域のほうからおしかりを受けておりますが、日ごろの点検をさせていただく中で、継続した訓練を実施していきたいと考えております。

続きまして、避難所看板の設置委託料85万円についてお答えさせていただきます。計上しております避難所看板につきましては、中学校のほうに平成24年に設置してございます。平成25年につきましては補正予算で計上しております。小学校5校の設置を行って、現在、委託作成中でございます。平成26年度におきましても、残る5校、千里丘、三宅柳田、摂津、味舌、別府小学校に計10枚の避難看板を設置する予定になっております。

この看板につきましては、小学校によ

て異なりますが、正門と裏門、それから交通量の多い道路に面した場所に設置いたします。

看板のサイズにつきましては、90センチ掛ける135センチで蓄光式ということで、夜間に光るような形式のものになってございます。

それから、続きまして災害時の啓発看板ということで、まちごとハザードマップについてでございます。まちごとハザードマップ事業につきましては、淀川を管理する国土交通省近畿地方整備局、淀川河川事務所のほうで行っている事業でございます。浸水深でありますとか、避難所などの洪水に関する情報をまちの中に標識として掲示しまして、洪水への意識を高めることを目的とされております。

事業の実施につきましては、平成19年度から京都府の市町村のほうで実施されておりますが、摂津市におきましてもこの事業を活用しまして、平成24年度に新鳥飼公民館や、それから摂津市役所の壁面のほうに淀川の氾濫時の浸水深を示した標識のほうを設置しております。

平成25年度におきましても、この取り組みを進めようと国と協議を行いましたが、国の予算の関係から設置できないと回答いただいております。平成26年度におきましても、引き続き、国の事業を活用して、安威川以南に標識を設置できるように進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、マイナンバーの導入に係る体制、準備の点、それと外郭団体の経営改善計画についてお答えをいたします。

まず、マイナンバー導入に係る体制についてですけれども、今現在はいろいろ

と国のほうから情報提供がある状況で、そういった情報についてまず政策推進課のほうで情報を集約し、関係各課にそういった情報を提供して情報の共有を図っている状況になっております。

今後につきましては、関係課、政策推進課でありますとか、あと情報政策課、市民課等になってくると思うんですけども、そういった関係課と庁内会議をもちまして、今後、こういったふうに取り組んでいくのか、こういった利用をしていくのかというふうなところを検討していきたいと考えております。

それと、もう1点、外郭団体の経営改善計画についてですけれども、今般、社会経済情勢等の変化によって、外郭団体にも自主的かつ自立的な経営が求められているところです。そのため、経営改善計画を策定し、3か年の計画でもって実行していただくということを考えておりますけれども、経営改善計画につきましては団体とともに市の所管部が経営改善計画策定に携わりまして、また実行していく上でも所管課等とともに進捗管理を行っていただくというふうなことを考えております。

経営改善計画につきましては、既に七つの外郭団体から提出いただいておりますので、経営改善計画を十分に現状を把握して団体の強み、それから見直すべきところ、そういったものをきっちりと把握していただいて、今後、取り組んでいただくというふうな内容になっておりますので、これを踏まえて市所管部署とともに経営改善に当たっていくというふうなことを予定しております。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 広報せつつの件に関してお答えさせていただきます。第4次行財政改革の中で広報せつつの発行回数を

2回から1回にすると計画しておりますが、この間、関係課、関係者とも1回発行に向けて相談、協議をしてきましたが、現在、まだ実現には至っておりません。

月2回から1回への変更につきましては、行革の中で経費の削減ということだけではなく、現状においてより多くの世帯、事業所に届けることができないかということから考えておまして、そのことからいえば、現行の配布方法からしますと月1回発行というのがよいというふうには考えております。

広報からの情報発信につきましては、広報紙、ホームページ、報道提供の3本柱で行っておりますけれども、その中でもやはり紙媒体であります広報せつつがまだまだ基本というふうに考えておまして、担当といたしましてはより多くの世帯、事業所に広報紙を届けることができるように、また広報紙面の充実についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 水谷委員の二つの質問についてお答えしたいと思います。

臨時福祉給付金と子育て世帯給付金について、周知方法についてお答えさせていただきます。一般的な周知方法、あと住民に直接的申請を促す方法を現在、検討しております。

具体的には、現段階は、広報紙での周知、住民税の申告懲遡等を活用した申告勧奨、あと介護保険料の額や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を活用した申告勧奨、また専用ホームページの開設、専用ダイヤルコールセンターの設置等を検討しております。

既に、2月5日から市ホームページ内におきまして、臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金の概要等をホーム

ページで掲載しております。

今後は、国、大阪府の広報状況を確認しながら、本市の申請受付等の開始時期との調整を図りながら、適宜、ホームページの内容の更新や、トップページの専用バナーを設けるなど、ホームページでの広報や、あと広報紙での特集記事を掲載することを検討しております。

次に、市の今現在の取り組みということについてお答えさせていただきます。今回の給付金につきましては、立法措置を講ずることなく、地方公共団体の協力をもって実施することと国はされておまして、この事務の性格としましては、予算事業として実施する自治事務となっております。両給付金の事業主体は市町村となっております。

厚生労働省より平成26年2月12日付で「臨時福祉給付金の実施について」並びに「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」の通知により、「臨時福祉給付金支給要領」並びに「子育て世帯臨時特例給付金支給要領」が示されました。各市町村は両給付金の「支給実施要綱」を制定し、これに基づいて給付金の支給を実施していくことになっております。現在、本市におきましては、両給付金の支給実施要綱の制定の準備を進めております。

現在の対応として、平成26年2月20日に本会議で平成25年度の補正予算を議決していただきました。既に執務室及び事務室の準備は進めております。情報系パソコンと基幹系パソコンのネットワークの構築は完了し、電話敷設の一部は完了しております。

また、両給付金の事務におきましては、円滑にかつ混乱の生じないように、窓口等の対応に係る業務を委託するため、現在、業者の選定準備を進めております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 水谷委員のご質問のうち人事課にかかわりますものについて、順次、ご答弁申し上げます。

まず、地域手当でございますが、地域手当は平成17年の人事院勧告におきまして、民間賃金の地域格差をより適切に反映するという趣旨のもと、従来の調整手当から地域手当へと移行をされたもので、基本的には主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に適用をされるものでございます。

摂津市の場合は、摂津市に隣接いたします全ての市が10%から15%、摂津市だけが6%ということになっておりまして、全国的にも少しレアなケースではないかというふうには思っております。

この状況からしますと、摂津市だけが民間賃金が低いということは到底、認められないかなというふうには思っております。地域手当移行後、これまで市長会が取りまとめをいたしております府に対する要望、国に対する要望、それぞれに要望をいたしておりますが、北摂ブロックとして要望をすることになっておりまして、北摂の中では摂津市だけの課題ということにもなりますので、なかなか本採択ということには至っていないというのが現状でございます。

平成23年には地元選出の国会議員のほうに直接、要望をした経緯もございますけれども、現状の改善には至っていないというのが実情でございます。

この差の部分についてはなかなか正直、難しい部分があるとは思いますが、今後も継続的に、地域手当、ストレートに要望するとなかなか、摂津市固有の問題であるということになってまいりますので、少し視点を変えた中での要望ということも考えてまいりたいというふう

思っております。

次に、管理職等養成研修の委託料、これは、創造的人材育成事業でございますけれども、内容につきましては新卒の新規採用者につきましては、接遇であったり、仕事の進め方、時間管理であったり、公務員として、職員として働く上での基本的な研修を主に実施しております。

それから、2年目から3年目の職員につきましては、地方自治法であったり、地方公務員法であったり、そういった法体系の研修というところを主にしております。

また、5年目から10年目、係長級前後の職員になるかと思うんですけれども、その職員に対しては選択制、自分の少し弱いところであったりという部分を選択して受講するような研修、そして課長代理につきましては将来の管理職としての役割の部分であったりの研修等々を実施しております。

平成26年度の予算につきましては、前年度比で約13%のアップとなっております。この内容につきましては、新たな研修といたしまして、自発的な能力開発に主眼を置いて受講者を公募するという職階別の公募型の研修。それと、個人としても、組織としてもレベルアップできるようにということの趣旨の中での職員からの提案に基づく研修。それと、全国のさまざまな先進事例をただ見るだけではなくて、摂津市としてベンチマークするような形でそこに視察に行き、またその自治体の職員との交流の中で意識レベルであったり、行動レベルであったりの部分についても参考としていけるようにということで、先進自治体の視察研修。この三つの研修を平成26年度から新たにやってまいりたいというふう

3点目が、女性管理職の養成等についての抱負ということでございますけれども、参考までに北摂各市との比較で、総職員数に占める係長級で見た場合なんですけれども、女性の比率ということなんですけれども、高槻市、池田市と同レベルでございますので、大きく差はないというふうには認識はしております。

女性の管理職の必要性と申しますか、市政運営上の女性の視点と申しますか、観点と申しますか、考え方、そういったことの必要性という部分については大きく感じてはおりますけれども、ただ女性だからということで特別な視点というか、評価ということは考えておりませんので、全て人材面での評価ということを実施しておりますので、もちろん適材適所ということは考えてまいりますけれども、最終的には個人個人の頑張りというものを期待させていただきたいというふうに思っております。

次に、各課の業務マニュアルでございます。各課の業務マニュアルにつきましては、統一的にどういったレベルで、どのような形でというのは、なかなかこの部分を強制的に、例えば様式を統一してというのは非常に難しいのではないかと申しております。最低レベルのマニュアルについては各課で個人個人、また係レベルであったりということの中で担当業務上は作成をしているものと考えております。

業務マニュアルにつきましては、作ってしまえば終わりという考え方になりますとマニュアルに頼ってしまう。そうしますと、イレギュラーな対応であったり、レアなケースであったりへの遅れやミス、また業務の本質的な理解の不足につながるといったことの恐れもございまして、したがって、5次の行革の中では、業

務における基本的なマニュアルの部分と、作業的なマニュアルの部分に分けて考えて整理を図っていきたいというふうには今のところ考えております。

続きまして、人事評価の2月24日のアンケートについての中身でございます。このアンケートは昨年12月に実施したものでございますけれども、人事評価制度の再構築に平成24年度から取り組んでおまして、人事評価の中の能力評価の結果を給与の昇給に反映をすべく、これまでの制度の中の評価者、評価項目、評価基準等について見直しを行いました。見直した後の内容で実施をした部分について、主に管理職を中心に聞き取りを行ったものがこのアンケートの結果でございました。

おおむね変更内容については妥当であるとの意見をいただいておりますので、平成27年1月から能力評価の結果を給与に反映をさせていきたいというふうに考えております。

次に、定年延長の考え方と再任用制度ということでございます。公務員の場合の定年延長につきましては、平成23年9月に人事院が国に対して公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴いまして、これ、平成25年度から始まるわけなんですけれども、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることが適当であるという旨の意見を人事院が国に出しておりますが、その後、少し議論がとまった状態になっておまして、その中で平成25年3月に、実際に平成25年度から支給開始年齢が引き上げになるということもございまして、国のほうから雇用と年金の接続という趣旨での通知がございまして、その中で、今、申し上げました人事院からの平成23年の通知、これを踏まえて引き続き検討をする

ということになっておりますので、国の動向というものに注視をして、その結果といいますか、その状況に適切に対応してまいりたいと考えております。

再任用制度の部分についてなんですけれども、再任用制度につきましても無年金の期間の問題、段階的に期間が延びてまいりますので、その部分と、あくまでも再任用を希望されている本人さんの意思、それとそれぞれの職場の事情等もございまして、そのあたりを総合的に勘案して適切に運用してまいりたいと考えております。

次が、課長代理級の昇任試験ということでご質問いただいております。課長代理級の職員につきましては、平成23年度から決裁権限の委譲と管理職手当の支給ということで、その役割というものを一定、見直してきた経緯がございまして。

また、課長代理級職員は所属の課のいわゆる事務部門のトップでもございまして、将来の管理職の候補の当然、一番手であることを踏まえまして、一定のレベル、水準を公平に見る機会が必要ではないかというふうに考えております。

その水準を見るための項目なんですけれども、少なくとも論理的な思考力というのが求められてるということはあるでしょうし、市議会との関係においても文章や口頭の表現力であったり、自分なりの論理構成ということの中での判断力、決断力ということも不可欠になってまいるといふふうに考えております。

したがって、これらのこと、一定、水準を確認する必要がございまして、こういった試験ということはどういうふうな議論をしていきたいというふうに考えておりますけれども、そのあたりを踏まえて適切に枠組みを決めていきたいというふうに思っております。

最後が、釜石市の派遣職員についてでございます。間もなく1年が経過するわけですけれども、基本的には人事課において2週間に一度、近況報告という形でメールでのやりとりを実施しております。ほかにも岩手県の主催で年に一度、メンタル関係の研修がございまして。それと、また別に公務災害基金の主催で年2回、ストレスチェックというものもございまして。また、大阪府の危機管理部門で年2回、現地での面談というものを実施していただいております。

ですから、ご心配いただいている部分についてはこのあたりの対応で十分ではないかというふうに思っておりますし、人事課においても保健師も在籍しておりますので、相談をしながらきちんと対応してまいりたいと。

平成26年度以降については、相手市の状況であったり、本人の意思の問題であったり、いろいろと総合的に考えて調整をしているところでございまして。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 消防ヘリコプターの活動についてのご質問にお答えいたします。

消防ヘリコプターにつきましては、現在、大阪市消防局が2機、保有いたしており、大阪市に隣接する八尾市の南部に位置する八尾空港内に大阪市消防局航空隊の基地がございまして。出動指令が入ると、市内にとどまらず、府下全域に出動いたしております。

その主な活動としましては、災害現場の様子を撮影し、局の指令センターに画像を転送したり、災害地消防本部の現場指揮本部や救助隊等とも連携し活動を行ったり、山火事が発生したときにはヘリからの消火活動を行ったり、平時においては予防啓発・広報などのために府下全域

を飛行するなど、用途は実に多目的でございます。

本市における消防ヘリコプターの活動実績でございますが、防災演習等での本市消防との合同訓練、火災予防週間などの上空からの音声での広報、出初め式等、式典でのメッセージ投下などがございます。

また、現場活動では、淀川などの水難事故において航空隊と連携し、水面と空から要救助者の検索活動や救助活動を行っております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 44 分 休憩)

(午前 11 時 45 分 再開)

○野口博委員長 再開します。

納家課長。

○納家予防課長 それでは、少しかぶるとは思いますが、南千里丘高層マンションが竣工され、消防における災害の対応についてお答えいたします。

パークタワーマンション南千里丘は、敷地面積 1 万 6 4 9. 0 3 平方メートル、床面積 1, 8 0 1. 8 平方メートル、高さ 1 1 7. 7 6 メートルです。また、地上 3 5 階建てでありまして、消火、避難その他の消防の活動のために消防法令に基づく消防用設備が必要なものとして、消火器、自動火災報知設備、避難器具、消防用用水を 1 0 0 立方メートルを 1 基、防火水槽 2 0 0 立方メートル 1 基、連結送水管、非常コンセント設備を指導し、設置しております。

さらに、消防隊活動場所として、幅 6 メートル以上、奥行き 1 5 メートル以上の空地 5 か所も確保し、さらに火災時に消防隊が消火作業及び救出作業に使用する非常用エレベーター 1 基、特別避難階段 2 か所、また屋上におきましては、先ほど話のありました、ヘリポートを設置

し、火災等の災害が発生した場合、ヘリコプターによって地上からの消防活動を支援し、また入居者等を安全に避難誘導するほか、傷病者や物資を搬送いたします。

消防が配備しておりますはしご車は 3 0 メートル級、最大高さが 3 6 メートルであります。はしご車の届かない階につきましても、先に述べました、消防設備をフルに活用し、消防隊等が万全な体制で火災防御活動を実施いたします。

○野口博委員長 質問は上にありますヘリポートの活用についてという質問なので、再度、ご答弁求めたいと思います。

納家課長。

○納家予防課長 ヘリポートの部分ですが、屋上におきましてヘリポートを設置いたしまして、火災等の災害が発生した場合に、ヘリコプターによって地上からの消防活動を支援し、また入居者等を安全に避難誘導するほか、ヘリコプターによって傷病者や物資を搬送する、そういうのに使うのがヘリポートでございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 48 分 休憩)

(午後 0 時 58 分 再開)

○野口博委員長 再開します。

水谷委員。

○水谷毅委員 第 1 回目のご答弁、大変に丁寧にありがとうございました。

まず、マイナンバーに関しての件でございますけれども、担当課におきまして庁内での各課との連携も考えておられるということで理解をいたしました。

少々、大げさかもわかりませんが、庁内で申し上げますと、場合によっては 1 階、2 階の業務が大きく変更されるようなそういった今回のマイナンバー制度の導入ではないかというふうに思います。場合によっては、これの専用の検討委員

会も設けて取り組まれるのが望ましいのではないかというふうに考えておりますので、またご検討お願い申し上げます。

あとは、将来的に施行される折には、インターネットを通じてパソコン等で問い合わせや申請業務も可能になるというご答弁でございました。これの使用法の研修会であるとか、ソフトの面でも先行して準備をお願いしたいと思っております。

カードにつきましては、平成28年1月に配布が始まるということでございますけれども、例えば小学生にカードを配布するのとか、起き上がることのできないご病気の方にも配布されるのとか、そういう発行基準につきましてもしっかりと検討していただき、システム上のセキュリティとあわせて、配布していく上でのセキュリティにも配慮した内容で検討を進めていただきたいと、このことをご要望とさせていただきます。

続きまして、臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金についてでございます。ホームページ、コールセンター等で周知の件についてはよくわかりました。今後、大変煩雑な作業になり、ご苦勞も多いことと思っておりますけれども、過去の周知事例の中にはあってはならないことなのですけれども、お亡くなりになられた方へ文書が届いたりした事例もあったこともお伺いをいたしました。こういう間違いが発生しないようにご配慮いただいていることと思っておりますけれども、具体的にどのように工夫をして、作業を考えておられるのかをお伺いしたいと思っております。

続きまして、不動産の売払収入の件でございます。今後の予定等、理解ができました。現実的に市の財政確保のために必要な場合もあるかと思っております。市の財産として長期間保有することが適正か

どうかという議論もあろうかと思っておりますけれども、売り払いの対象とすべきかどうかについては、防災の観点からどうか、あるいは市民サービスの確保のためにどうかを常にお考えいただきまして、地域の意見もよく聞く機会を設けて、慎重なご検討をいただきますよう要望とさせていただきます。

続きまして、職員手当の件でございます。先ほどご答弁いただきご努力の件、よくわかりました。お話の中で、視点を変えてさらに交渉をしていくという点、この点、非常に有効ではないかなというふうに思いました。同じ北摂エリアにありながら、大きな差異が生じているということは、勤労に関するモチベーションの維持にもかかわる課題でもあるというふうに考えます。また、近隣市在住の職員の方も多くおられますので、何とかいろんな手を尽くして、諸機関を通じての是正をお願いしたいと思っております。

続きまして、管理職の養成等の研修についてでございます。市長よりも先般の基本方針の中で、新たな人材育成実施計画の中で、自主的な提案研修や視察研修など、研修制度の充実を掲げておられます。ご答弁の中にも、職員の皆さんが選択をして研修を受けられるように等の配慮もよく理解ができました。若手職員からの要望も取り入れながら、時代にマッチした、今まで以上にやる気が加速するような取り組みをお願いしたいと思っております。

また、自らが前例をつくることのできる職員の育成も基本方針では挙げられております。このことを現実のものにしていくためには、部課内での風通しの良さも求められると思っております。そのためにどのように工夫し、取り組まれるのかをお伺いしたいと思っております。

続きまして、広報せつつの件でございます

ます。広報紙は市民の皆様と行政をつなぐ大切な情報媒体であると考えます。貴重な情報源として、今後も内容の充実にお取り組みいただきたいと思います。

一方では、市長の基本方針の中でも電子自治体の推進について、必要な人に必要な情報発信手法についてのお話がございました。ホームページや新たな情報発信手段を含めて、今後の市民の皆様へのインフォメーションに関するビジョンについてお伺いしたいと思います。

続きまして、旧味舌、三宅小学校跡地の調査業務、また集会所管理の件でございます。防災やコミュニティの観点からすると、いずれも重要な課題であるというふうに考えます。本市におきましては、集会所の存在が人のつながりを支える大きな場所であると思います。我々、摂津市にとっては、この集会所の存在とコミュニティは非常に大きな必要性の高い施設ではないかと思えます。

例えば、集会所再構築の他市の事例では、駐車場運営や貸店舗との併用型で建て替え費用の捻出を行ったり、比較的近くであれば空き店舗を借り上げたり、塾の空き時間を借り上げ、継続運営に取り組んでいる地域もあります。

地域で相談がありましたときに、これは難しいかもしれないけども、こういう方法であれば可能です、こういうふうな研究をしっかりとお願いしたいと思えます。どうか先手、先手で大切な施設運営の継続をお願いし、要望といたします。

続きまして、女性政策の件でございませう。女性管理職の登用についてのご努力もお伺いすることができました。先日もウィズせつつフェスタにて男女共同のすばらしいイベントも開催されておりました。女性だからこそ聞こえる声を大切に、働きやすい職場環境にも配慮していただき

まして、女性管理職の皆様がご活躍できますようご要望いたします。

また、役職の登用も一つの課題ではございますけれども、女性ならではの意見を取り入れることのできる機会と雰囲気づくりを、職場でおつくりいただけますこともあわせて要望いたします。

続いて、インターネットの公売事業であります。内容については理解できました。差し押さえ等が発生しないための取り組みのほうも大切な課題であろうかと思えますが、やむを得ず市の管理になった財産の有効的な取り組みを今後もよろしくお願いいたします。

続いて、常備消防費の件でございませう。南千里丘のタワーマンションの取り組みについても理解ができました。今後もさらに安心・安全なまちの守り人としてしっかりとご尽力をお願いしたいと思います。

あわせて、500世帯もの大きな一つの自治が今回、誕生いたします。入居が落ちついた段階で、ぜひとも一度、防火訓練、避難訓練を企画していただいて、地域の皆さんとのコミュニケーションをまた確保できる場をおつくりいただけたらと、このように要望いたします。

災害対策費の件でございませう。防災無線等、現状をご報告いただきましてありがとうございます。その中でも、例えば千里丘小学校では学校の校門のところにスピーカーが配置をされておられます。できれば、例えば屋上に付け替えをしていただくとか工夫をしていただけないかと思えます。

また、昨年11月に鳥飼西小学校で無線の放送の訓練がございました折に、南摂津の鳥飼和道地域あたりには放送が十分に聞こえなかったというふうな意見もございました。場合によっては、先ほど申し上げた設置場所の変更、あるいは増

設が可能であれば、横長になって届かない地域については、公共の施設等を利用して増設をしていただきたいなというふうに思います。

あとは、国交省が取り組んでおります、まるごとまちごとハザードマップの看板についてでございます。昨年も交渉していただいているようでございますけれども、本市におきましては淀川、安威川もでございます。水害被害の予想される地域でございますので、粘り強く国交省ともご協議いただきまして、地域の安全意識の向上にご努力を重ねていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

災害時には広報車等での案内も回るといふふうなお話でしたけれども、場合によりましたらインターネットラジオとかを利用した摂津オリジナルの防災インターネットラジオ等も今後、ご検討いただければと思います。

続いて、人事の件に関してでございます。ご丁寧な対応、ありがとうございます。人事評価のアンケートの内容については理解をできました。アンケートのみで全てを判断するのは難しいと思いますけれども、できるだけ多くの目を見て、人材の発掘と育成にご努力をさらにお願いをしたいと思います。

また、マニュアルに関しましては、確かに一丸的にマニュアル化できない、しにくい部分もあるかと思えます。基本と業務に分けてマニュアルをつくられる、これは非常にいいアイデアではないかなというふうに考えました。

臨時職員の方も増えてきております。どの方が窓口を対応しても同じ対応ができますように、各課でご努力を重ねていただきたいと思いますというふうに要望いたします。

また、定年延長の件でございますけれ

ども、もちろん定年延長をどうするのかという論議もございますけれども、人材育成という観点から、若手の方々に経験豊富な方の能力が継承していけるためにと、いう面に関しても、しっかりその辺、国等の一定の基準もあると思えますけれども、摂津市はこうしていくんだというそういう方向性も準備をしていただけたらと思えます。

次に、昇任試験制度でございますけれども、昇任については昇任できる機会をより多く設けていただきたいと思いますというふうに思います。職場配置についても本人の希望を聞く機会も設けていただきまして、この先輩のように自分もなりたい、市のためにと、いう尊い思いに応えることのできるムードづくりにも各課で大切に取り組んでいただきたいと思います。

次に、応援派遣についてでございます。1名が現地で頑張ってくださいっておりますけれども、2週間に一度のメールというふうにお伺いしました。もちろん電話もしていただいていると思うんですけれども、やっぱり肉声を通じて現地のメンバーにエールを送れるような体制をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、また現地でこういう活動をしていますというふうな写真であったりとか、文書であったりとかを掲示板等に掲示していただいて、次は自分が行ってみたいと思うような雰囲気づくりにも十分、ご配慮いただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、指定管理者と外郭団体のあり方についてでございます。指定管理制度と外郭団体については、市民サービスの向上を一つの目的にしてこられたと思えます。今後、その適正な評価や検証ができるよう、場合によっては第三者機関の活用も含めて具体的に体制づくりを進めて、そしてその結果をもとに改善の必要

が生じた場合には、迅速に生かせるような仕組みづくりもしっかりお願いをいたしまして要望といたします。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 研修に関係いたしまして、人材育成の中で自らが前例をつくるということを踏まえて、部課内の風通しということでご質問をいただきました。

部課内の風通しということでは、共通認識の調整であったり、ベクトルの合致であったりということが考えられると思うんですけども、そういったことの達成のために、現在、検討及び取り組んでいることといたしまして、まず管理職の役割、責務、このあたりの見直しをきちんと行っていきたい。既に人事評価の評価基準の中にそのあたりのところも踏まえて新たな評価基準として設けてもございます。

それと、人事評価制度の中での能力評価における面談、これは被評価者と評価者が面談をしてるわけなんですけれども、その部分での意思疎通、共通認識ということができるよう、積極的にこの面談を行えるように取り組んでまいりたいと。

面談の部分についても、これまでは係員、課長代理も係長も一般も全て課長が評価をしておったんですけども、係長未満の職員、係長も含めてですけども、業務であったり、日々の取り組みがより見える課長代理、係長を評価者にかえて今現在、実施しておりますので、そういう意味では組織内の意思疎通といいますか、共通認識というのもより図りやすくなってるのかなというふうには考えております。

それと、業績評価制度を導入しておりますので、このところで部長と各課長の面談といいますか、協議の場も設けておりますので、その部分では部課長間の

意思疎通といいますか、共通認識も図れるものではないかというふうに考えております。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 広報に係りますご質問で、ホームページや新たな情報発信手段についてどのように考えているのかということでございますが、現在、紙媒体であります広報せつつ、この充実には今後努めてまいります、それとは別というか、ホームページも活用して情報発信を行っておるところであります。

しかし、ホームページに関しましては今までからご意見をいただいております、情報量は多くても、即時性やリアルタイムの発信が今現在できていないこと、また必要な情報を見にいかねば入ってこないという事実はございます。これを補うためにフェイスブックやツイッターなど、いわゆるSNSを利用した情報発信が有効であるというふうには考えております。

しかし、まだ運用機会の浅いSNS等のツールにおきましては、メリットとともにリスクも指摘されてるところでもあり、また立ち上げはできても継続した情報の発信ができなくては意味がございません。

そういった中で、電子媒体におきましては今後も比較的安定した運用ができるホームページを中心に情報発信をしていくことには変わりはありませんが、ホームページの見直し、リニューアルも検討し、その中でホームページを補完するツールとしてSNS等の利用も含め、より多く、より早く、そしてよりわかりやすく必要な人に必要な情報を届けられるよう、引き続きその手法、そして運営体制も含めて検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 2回目のご質問のご答弁をさせていただきます。

個別具体的な申請勸奨の作業方法ということなんですけども、今回、実施されます臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本人からの申請前における正確な支給対象者を断定することは困難と認識しております。

といいますのも、両給付金に対する、先ほども1回目のご答弁をさせていただいたところにつきまして、立法措置は講じられないと、国のほうでこういった形になっておりますので、両給付金の支給に関してはご本人の同意なしに税情報等が活用できない状況となっております。

我々公務員は一般法として地方公務員法の第34条に規定されてる「秘密を守る義務」があり、さらに税務職員においては職務内容の特殊性により、地方税法第22条におきまして「秘密漏えいに関する罪」が規定されており、これらは重い罰則規定までもがあります。

このような状況の中で申請・請求前に支給対象者を絞ることは困難と考えております。

国は地方公共団体における広報として「住民税の申告懇諭を活用した申請勸奨」等を挙げられておられます。現段階で私どもが検討させていただいておりますのは、個別送付につきましては市民税課から申告懇諭や、非課税者である納税通知書の送付対象外の方に対し、平成26年分の均等割が課税されないこととなっている旨の確認的なお知らせを行う。その際に、臨時福祉給付金のチラシや申請・請求書を同封することを検討しております。

また、子育て支援課から児童手当の受給者等に対して現況届の様式送付等を利用させていただいて、子育て世帯臨時特

例給付金のチラシや申請・請求書を同封することを検討しております。

これらは通常業務の一環と捉えられております。本市としましても、全ての業務につきましては、対象外リストを作成するといった住基を所管されてる市民課や関係各課と連携、協力をし、業務を行ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

マイナンバーの件につきましては、今ありましたけども、要望とさせていただきますので。先のことではありますけども、先行してお願いしたいと思います。

続きまして、臨時給付金の関係でございます。ご説明の中でありましたように、情報保護の関係で対象者を絞れないという現状の制度についてはよく理解ができました。私もこの二つの給付金についての資格条件について勉強してみたんですけども、文章にしてしまうとなかなか自分が対象なのかどうなのかというのが非常に読み取りにくい状況になっております。場合によっては広報紙、そして介護保険の案内書、ホームページでの周知のお話もございましたけども、例えば自分は課税所得者ですか、イエス、ノー、次にいってまたイエス、ノーみたいな感じで、すぐろくをするような感じで判断ができるようにしないと、とてもじゃないけど何行もある文章で読み取るのは非常に難しいのではないかなというふうに思います。

それでもだめだったらということで、コールセンターをご案内できるような形づくりをしていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、前例をつくるような風通しの良さという管理職の養成の件でございますけれども、部長、課長も努力して

いただいてそういうふうな雰囲気づくりにご努力されている内容、よくわかりました。

例えば、お昼、食堂で食事をしておりますと、若手の職員の方もたくさんおられます。一生懸命、業務に取り組んでいる若手の方が本当にやる気を持って取り組みができるように、粘り強い取り組みになるとは思いますけども、個人が目標と目的意識を維持できるような柔軟でスピード感ある取り組みをお願いしたいと思います。

また、業務を勉強していくという点での研修会も必要かと思っておりますけども、ある意味で人間として、また人とどういふふうに通じ合えるのか、そういった部分での研修も中に盛り込んでいただいて、先輩、上司とのコミュニケーション、また後輩とのコミュニケーションにも役立てるような、そういうふうな業務とはちょっと外れますけども、そういう内容も充実していただけることを要望とさせていただきます。

続いて、広報せつつの件でございます。ホームページの見直しとSNSの活用等の方向性をお話いただきました。ありがとうございます。方法論はいろいろあるとは思いますが、できれば自前のメール配信サービスを準備していただいて、例えば大阪府警で行っています安まちメールのように、必要な情報の分野、カテゴリーをあらかじめ指定しておくことによって、例えば子育て世帯には子育ての情報が、あるいは若年世代には就労情報等が発信できるような、そういう仕組みづくりを考えていただきたいと思います。

幸い子どもの安心メールもこの春からスタートしておりますので、そちらとの活用も含めてご検討いただきたいと思います。

ます。

それから、SNSについては、フェイスブックも利点もたくさんございますけれども、比較的、急激な普及をしているラインのタイムラインをホームページのお知らせと連動して送れるような発信が望ましいのではないかと考えます。ラインもいろんな使い方がありまして、双方向の発信もありますし、片方向の発信もあります。そういう意味では、ある意味で窓口をたくさんつくってしまうと混乱にもなりますので、一方的な発信という制限をつけながら、市政が迅速に伝わるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。要望といたします。

あと、人材育成に関しましてでございますけれども、さまざまな取り組みが理解できました。人は石垣という歌もありますけども、本当に明日の摂津をつくっていく人材の発掘と育成のために、どうかよろしくお願いします。

以上です。質問を終わります。ありがとうございます。

○野口博委員長 水谷委員の質疑が終わりました。

続いて、三好委員。

○三好義治委員 本会議でもいろいろ財政議論をされておりまして、特に出てきたのが経常収支比率が100を超えるということで、一方では危機感も感じている中で、もう一方では摂津市の財政力指数が大阪府下ナンバー1になった。また、住みやすさランキングでは全国七十数番目になったと。一方では明るい話もありますけど、一方ではきちり整理しときたいなと思っておりますのは、摂津市の財政力が本当に今、豊かになってるのかという部分について、財政課に再度、確認したいと思います。

まず、経常収支比率については、ご案

内のように、平成17年は100でしたのが、それから毎年、100を切って、昨年、平成24年度の決算で100.2。100を辛うじて超えた。平成25年度を見ると、今度、経常収支比率は既に100は超えていくというような予測をされて、非常に硬直化してるような財政力になってるといふふうに認識しております。

その中で、摂津市の財政力を見ていきますと、個人住民税から法人住民税、住民一人当たりにとらまえて、個人住民税、平成24年度決算では府下17番目で、法人住民税につきましては、これまで個人当たりが摂津市がナンバー1でしたが、平成24年度決算になりますと池田市に抜かれて摂津市が2位になってるような状況ですね。これが歳入の実態で、固定資産税につきましても、土地につきましては府下2番目で入ってきております。家屋については、一方では5位になってると。これについては推移、余り変わらないんですが、ここで財政力の部分はまだ話ししますが、固定資産税課にお聞きしたいのが、固定資産税の支払いの人口ですね。土地、家屋、これの推移が一体どうなってるのかというのと、固定資産税だけを見ていきますと、ここ数年来、今年度もそうなんですが、平成25年度から平成26年度の予算対比をしますと3,000万円ほど下がってますね。ここ数年来、ずっと固定資産税が下がってるような気がしております。ですから、固定資産税納税者の人口、土地、家屋、償却税、この部分と、どれだけの額が地価公示価格で影響してきてるのか。この部分を教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、摂津市の特徴が、地方交付税が府下40番なんですね。それを裏づけるのに自主財源が府下2番目。

このギャップはいつも気になってるんですね。自主財源比率が非常に高く、交付税が府下40番目というこの現象面、これを財政としてどうとらまえてるのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、気になってるのが、ずっと見ていたらそれぞれ项目的に聞きたい部分が多々あるんですが、簡略して聞いていきたいと思います。

それから、扶助費が非常にこれからも摂津市にとっての財政に相当、影響してくるという中で、大阪府下のランキングを見ますと、補助をもらってる扶助費は17位になっておりますが、単独扶助費が摂津市は大阪府下、断トツでナンバー1になっております。この部分についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、もう一つ、特徴が介護保険の拠出金と後期高齢者医療拠出金が、まず介護保険の拠出金が大阪府下39位、それから後期高齢者への拠出金が大阪府下41位。これは広域連合になってでの話の部分もあって、この現象面がもう一つよくわからないんですが、ここもお示しいただきたい。ただ、後期高齢者広域連合は所管が違うので、財政から見た部分で結構なので、お教えいただけますか。

それから、今年の市政方針で子育て、子どもに対する市長の熱い気持ちがあるんですが、その中で扶助費での児童福祉費は大阪府下、今でもナンバー1になってますね。なのに、なかなか還元されていないというのも実感としてあるんですね。今年は相当、子育て支援に対して医療費の助成も6年生まで、これからまた中学3年まで持っていくとか、自転車の関係やらいろいろ手だてをしておりますが、この現象も一度、教えていただきたいな

と思っております。

それから、公債費の拠出金が、これも大阪府下2位ですね。我々は元金償還を超えないように市債発行をということの中で基準を決めてきたにもかかわらず、いまだにまだ公債費が市民個人当たり府下2番目にまだ拠出してるといような現象になっております。こういった一連の部分について、財政当局としてどのように考えてるのか、お聞かせいただきたいなど。

もう1点が、特徴で普通建設事業で補助金がつく普通建設事業が大阪府下35位になってるんですね。ただし、単独での普通建設事業費が3位ですね。ということは、補助金の取り方に一方では問題があるのではないかなというふうに思っております。もともと財政が激しい折、平成15年ぐらいから17、18年が赤字転落になるかといったときに、維持費だけで年間10億円ぐらいだけで何とか賄っていかうのではないかと。このときにはもちろん補助金もつかずに単独建設事業費で賄ってきた経緯がありますが、今日においてでもそういった補助金絡みの部分が非常に少なく、単独建設事業が非常に大きいんですね。この点について財政として、上位行政機関に対する働きかけなんかを含めて、どういうふうに認識してるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、たばこ税についてですが、今年度、昨年から8億2,000万円から、ことし8億円まで減っておりますが、もう一つのたばこ税も含めて、今の推移も伺いたいのと、一方では、たばこはこの4月から410円の部分が430円に値上がりしてきますし、それぞれたばこの値上がりもある中で、このたばこ税の減額予算というのが、ちょっと私、うな

ずけないなと思ってるんですが、この点についての見方について、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、先ほど水谷委員が質問してた部分で、臨時給付金の件なんですが、なぜ政策推進課が抱えてるのかということが率直な気持ちでございまして。いろいろ、この補正第6号で、まず四千数百万の基金と準備金で補正を組んでますね。これから給付を始めていくのが6月、7月ぐらいに行っていくというふうに伺ってるんですが、その中身の電算の仕組みから行きますと、所得税の関連もあったり、児童の今の実態環境を把握しますと、単独プロジェクトというのは理解できるんですけども、なぜそれが政策推進課で抱えなければならないのかという、この機構の部分ですね。この点について、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、予算書の197ページの人事にかかわる部分の特殊勤務手当が、相当減額されます。この月額廃止ということをお先ほど説明を聞きましたけども、もう少し詳しくご説明をいただけないかなというふうに思っております。

それから、人材育成でいろいろとことしもスキルアップのために取り組んでるんですけど、私も常にスキルアップは、どの部分をスキルアップしていったら実効的な教育になるのかなということをお常々考えるときがあるんですけど、その部分がなかなか見えてこないんですよ。組織力の中で何が今、行政としてやらなければならない課題があるのかという部分が見えなくて、どうも総花的にしか教育研修がなされてないのではないかなというふうに思っております。

例えば、ものづくり産業の事業所のところは、今、いろいろ機械化が進んで、例えばマシニングなんかはコンピュータ

を押しますと、機械を入れるとそこで完成品が出てくるんですね。昔はそれを手動で加工していく、その技能の伝承ということに一方では努めてるんですね。

市役所の場合にそういった部分での技能の伝承というか、事務の基礎的な知識の習得というか継承という部分が、私は一方では欠けているのではないかなというように思っております、例えば、携帯電話が普及して、電話番号がなかなか覚えられなくなったと、これは私の事例ですけどね。それから、パソコンを使うようになって、なかなか漢字が思い出せなくなった。それから、車のナビゲーションができて、地図をなかなか覚えなくなったというような、だんだん、近代的な事務作業になってきて、例えば役所のほうでは今、電算化がどんどん進み、もう入力するだけでそれが全てシステムとして上がってくるから、本来の基礎知識というのがなかなか習得できてないのではないかなという感がするんですね。

そういった中で、今の研修体制の中で、そこら辺がとれてるのかどうかという部分ですね。だから、何をめざす研修を重点的に置かれているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

視野を広げることについては、職員が新年度から他市の視察も入っていることについては、私もいいことの取り組みだなというように思いますが、ですから、基礎になる何を研修していくのかということについて、お聞かせいただきたいと思っております。

それからもう1点、人事の点ですが、職員の退職金が平成24年8月に閣議決定をされて、摂津市におきましても退職金の削減が今なされてますね。今年度、退職する人がその一番対象になると思いますけども。平成27年度をめどに、

従来まであった2,749万1,400円が、2,332万4,700円まで下がってくると。

この退職金というのは、本来、退職金の算定基準になる給与がベースになってくるんですよ。一方では、摂津市の給料のラスパイレズ指数、これもちょっと上がってきてますけども、府下、今、21番目ぐらいになってるんですけども、これが、ラスパイレズ指数を気にしていくと、この退職金の本来の基準額よりも余計にこの摂津市の退職される方の給料が減ってくるというようなことが想定されるんですよ。この部分について、手当てで賄われる、本来は本給に対する退職金ですね。だから、その部分について、今、人事課として平成27年度までの国の指針に従っていった場合に、摂津市の職員の退職金は大阪府下、どの分類に入ってくるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、集会所の件で、先ほど、水谷委員が質問もされておりましたが、集会所で現在、昭和40年代に建設された集会所が今、10か所ですね。昭和50年から54年、まあ、55年以前ですね。何を言わんとしてるかというのは、耐震化が必要な木造建築物が昭和55年以前の建物なんですね。その中で、摂津市で集会所53か所ある中で18か所が昭和55年以前の建物であって、個人宅に対しては耐震診断並びに耐震補強で、今年度もプラス30万円を予算立てしておりますが、この集会所について、一定の今、耐震診断とその今の現状をどう認識しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

私は第一前提として、この集会所につきましても、地域の小地域ネットワークのコミュニティの貴重な建物という認識

をしておりまして、一方では、耐震化の推進を民間住宅にまで反映しておきながら、この集会所についてはそういったことの手だてが全くなされてない。

公共施設についての耐震化につきましては、施設管理上、避難場所に指定されているところは優先的にやっていると思いますが、一方ではこれも老人常設集会所であり、一方では市営の集会所であります。万が一があれば、これは市の責務が大きいと思うんですね。

ですから、そういった昭和55年以前の集会所についての今のファシリティマネジメントとまでは言いませんが、どんな管理でやられて、どういう今、計画をなされているのかをお聞かせいただきたいというように思います。今の実態ですね。

それと、もう一つ、18ページで、さっきから出てきております旧味舌と三宅、それから別府のコミュニティ施設について質問させていただきますけど、まず、旧味舌、三宅につきましては平成17年12月22日、それこそ大雪が降る中で、学校統廃合が本会議で可決されました。その間、いろいろ市民団体とも議論も重ね、それから行政が動いてきた経緯の中で、一方では一部売却、我々はそう認識した中で、その売却した資金をもって各小学校、義務教育施設に対するその財源を充当していくと。もちろん、一時的な維持補修についてもランニングコストは味舌小学校、三宅小学校の中で光熱水費も含めてランニングコストが浮いてくるからそれぞれ小中学校、義務教育施設のは充当していく。さらに新たな大規模改修については、一部売却した財源をもってやっていくというのが、私もそのとき議長をやっておりまして、市民に対する一方での説明責任だったというふうに感

じておりますが、今、なぜこの時期にそういったまた調査費用を計上しながら、何をなされようとされているのかということについて、改めてきっちりご答弁いただきたいと思います。

それから、別府地域のコミュニティ施設の部分なんですけども、これも第7回までそれぞれワークショップが開催されて、もともとの計画でいきますと、基本設計の策定が昨年12月から今年度の3月末までの予定になっておりましたね。そろそろこれ、出てくるんですかね。補正予算を見ますと、一方では減額補正になってるんですが、これは議会に対していつごろ出てくるんでしょうか。

それと、総務常任委員協議会のときも話をしてましたけども、このワークショップである程度、平面図並びに配置図が全て市民の声として出されてるんですね。この意見は全て反映されていくんですか。最終的にはどこで誰が決定していくんですか。その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算概要12ページの市史編さん事業で、1,418万6,000円、新年度に組まれてるんですね。これも平成33年度完成予定で、この補正7号で6万円の市史の販売収入があったと。これは昭和26年か27年の水害の部分を出された部分の販売収入だというふうに思うんです。

私もずっとこの市史編さん、もともと教育委員会で所管している部分が、なぜ総務課が今、所管をしてるんだということで、当時、総務課に所管換えになったときでも、相当質問をさせていただきました。

改めて私が認識してるのが、この摂津市史は、昭和50年に完成されたんですね。この間も、摂津市で市史の編さん

は、過去2回やられて、古代史から中世史から、近代史まで全てあるんですけど、ずっと見ると古代史なんか、否定するわけちゃうんですよ、改めてそこを見直ししなければならないようなものかなと。平成33年までに、当初記憶では3億円からこれに対して使うんですね。1,400万円のうちに人件費が約1,000万円から1,200万円。これを毎年やられるわけなんですよ。

実際にこれを見てみたら、これは別巻ですから箇条書きだけなんですけど、過去の部分は明和池が出ましたけども、明和池は大事なものなんですけど、その部分だけ補填するんやったら、そんなに私、かからないと思うんですよ、古代史の中でも。近代史の中で考えていくんやったら、現代の部分であつたら昭和51年から現在まで、平成33年完成ですから、平成30年ぐらいまでの予算立ての中でやっていくんやったら十分と違うんかなと。

一方では、なぜ言うてんのかと思うたら、郷土摂津いにしえ通信というのが非常に立派に、常に配信してくれてるんですよ。これは、教育委員会所管なんですよ。これが非常にこういった部分では、郷土いにしえの案内人の方々は、相当、尽力入れていただいて、摂津市の、何せ歴史を後世に伝えたいと。

一方では、毎年1,400万円かけて、価値ないとはよう言いませんけど、現代史だけに切りかえても今だったら遅くないんかなというように思ってるんですけどね。せやから、大学の先生と学術員と嘱託職員、実際に事務所にいるのは3人だけで、大学の先生には資料を渡して精査をしてもらってる部分でしょう。今、やらなければならない、予算を充当しなければならない、もっと違うところに予

算を使うべきと違うんかなと思います。見解をお聞かせいただきたいなど。

これについては機構改革も入ってますけど、機構改革についてはまた、条例の中でまた話をしていきたいと思っておりますから、今の予算の組み方と仕事の進め方について、お聞かせください。

それから、選挙管理委員会についてなんですが、昨年9月、選挙がありまして、投票率が四十二点数ポイントまで下がりました。府議会議員選挙の予算が平成26年度当初予算の中には組まれてますが、昨年のことを反省しながら、今後、投票率アップのためにどう考えているのかという部分をお聞かせいただきたいなど。特に選挙管理委員会でどのような議論をされているのかについてもお聞かせください。

それと、議案第10号で緊急雇用創出基金事業補助金が174万5,000円減額で、大阪府に返還するようになってます。大阪府からせっかく予算がおりてきてるのに、174万5,000円も返すとは、これはどういった状況で返さなければならなくなったのかということ、平成25年度にどういった事業をなされてきたのかについてもお聞かせいただけますか。

もう1点、土地売払収入、先ほど水谷委員も聞いたかもわかりませんが、ここの1億9,980万円はどこの部分が破談になって次年度繰り越しになるのか、この点について、項目多くなりましたけど、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三好委員の財政関係のご質問、9点に及ぶかなと思いますが、そのことについてお答えしていきたいと思っております。

まず、1点目のご質問で、総括的なご

質問がございました。摂津市の財政力指数は非常に高いと、1位に近いぐらい高いということで、府下でもトップであると、そのことと、経常収支比率が100を超えている、その財政の硬直性の問題をご指摘されて、本当に豊かなのかというご質問だと思うんですが、これは、摂津市の先ほどご質問でもございました強みでございます。いわゆる固定資産税、ここは経常的に本当に安定的な税源でございまして。それを持っておられるのが法人、非常に大きな法人がございまして。この法人によるところが大きい、この固定資産税というのは大きな強みでございまして。

このために、ご指摘のあった府内のランキング、税収は、田尻町はよけるとして、1位であります。そういう意味で、ここの税収というのは過去からずっと強みがあるという意味では、ここでは財政力は豊かな団体であると言えるんですが、しかしながら、摂津市の都市基盤でありますとか、あるいは昭和40年代以降の人口急増期の義務教育施設の整備でございまして、いわゆる施設整備が遅れている現状が過去からございました。

このため、どういう形で施設整備していくかといいますと、地方債であります。地方債を発行し、その需要に応じてきたということで、税は豊かであるんですが、その身の丈以上に施設整備をしなければならぬ、人口の増でありますとか、あるいは下水に象徴されます災害対策でありますとか、そういう需要がございました。そのために地方債に依存して財政運営してきたということで、硬直化の原因となる一つが公債費。先ほどのご指摘にもございましたが、公債費がございまして。

それと同時に、高齢者の人口がこの間急増しておりますので、扶助費が増になっ

ています。そういう意味で、一方で歳出の硬直化の原因があり、一方では税源は豊かであるというような状況が摂津市の財政であるというように、最初のご質問では言えるのかなと思っております。

2点目、地方交付税のご指摘がございました。地方交付税は基本的に税が伸びれば交付税が減ると、トレードオフの関係になっておりますので、税収が強い、税に強みがある団体は、普通交付税は交付されない。摂津市も平成24年は交付成りになりましたが、16年以降、ずっと不交付でございました。それは税が強いからでありまして、税の弱い団体は交付税で補填されるという形になりますので、一人当たりの交付税は摂津市は下位にあるというところでございます。

続きまして、扶助費の問題がございました。一つは、扶助費の全体のお話の中で、単独扶助費がナンバーワンであるということと、それに絡みまして、児童福祉費、ここの部分もナンバーワンで、それと子育て関連等のサービスについてどういう関係かという言及をされたと思うんですが、基本的に扶助費というのは、大きくは皆さん、想像されるのは社会保障でありますから、生活保護でありますとか医療の問題でありますとか、そういうところが扶助費になってくるんですが、ちょっと感覚的に違うかもわからないんですが、保育所に措置されます、過去は措置費と申し上げたんですが、民間であろうと公立であろうと、保育所に入所されます定員を増やしますと、そこに費用が発生いたしますと。これは我々、どうかカウントしますかといいますと、それは扶助費でございまして。国の配置以上に保育士を雇用しておったり、サービスを手厚くしますと、単独部分が増えてまいり、そういう意味で、摂津市は子育て環境が

非常に整った団体であるということで、扶助費の児童福祉費が一番であると。

そういう意味で、今まで子育てしやすい環境を提供してきて、さらに今の、今後の高齢化を見据えて支える子どもたちをさらに手厚く援助しなければならないということで、いろんな手を打ってるわけですけど、そういう意味で児童福祉の扶助費が高いということでございます。

あと、医療の関係でお話しされましたが、介護であれ、後期高齢者で拠出金というのは基本的に全体で賄うための一定、割り勘といいますか、その考え方をどういうふうに出すかということでございますが、摂津市は過去から、先ほども子育て世代が多いということで、全体世帯も単身世帯が多いということで、年齢から考えますと、府内の状況でいうと非常に若い年齢であった、かつては非常に若いということにであったと思います。

その形もありまして、いわゆる後期高齢者でありますとか介護に対する拠出は少ないというような現状になっておるのかなと。

あと、公債費の拠出金、この間、財政運営では元金を下回る起債発行でということで、公債費抑制化施策に取り組んでまいりました。そのおかげで、ピーク時一般会計で445億円を超える残高、下水で540億円を超える残高、1,000億円近い残高があって、それが非常に今後の財政運営の大きな重荷であるということがあったんですが、この間、そういう元金を下回る償還を目指すということで、公債費を抑制した結果、24年度決算では一般会計で248億程度におさまり、下水も400億を切る段階まで減ってまいります。大方65%、ピーク時から65%ぐらいの残高になっておるということでございますが、ここで府内の中

で拠出金が高い、公債費拠出金が高いというのは、やはり下水のこの地方債の残高でございます。この残高が他市に比べて、やはり下水に取り組む時期が遅かったがために、一気に償還の負担が来たということで、雨水の部分というのが基準でありますので、それを繰り出さざるを得ない。汚水についても下水道経営のために若干基準外を出さない、仕方がないということで、公債費拠出金は非常に高位にあるという現象でございます。

あと、普通建設事業費についても言及されました。補助と単独、我々、予算査定において、補助対象になる事業費を優先して査定してまいっている、そのスタンスは変わりございません。ただ、このランキングの中で評価しますと、例えば今現在、茨木市においては立命館大学が来るということで非常に大きな開発をされています。あの開発に対して相当大きな国費が入っておりますので、ただ、我々が今後の連続立体交差事業でありますとか、千里丘西の再開発でありますとか、非常に大きなまちづくりのプロジェクトが入りますと、大きな補助基本が入りますので、そのプロジェクトごとにかなり補助対象を単純に市民で割り算しますと、その時期のずれが出てまいります。

そういう意味で、今は摂津市においては補助事業というのは、吹田操車場跡地の防災公園の負担金でありますとか、あるいは義務教育の耐震でございますとか、そういう部分に限られるわけでございますが、そういう意味で単独のほうがランクにすれば高いということになっておるのかなと考えております。

あと、補正の関係で、緊急雇用創出基金事業の減額についてのお問いがございました。具体的な平成25年度の事業ということでございますが、25年度事業

はまず、環境分野における障害者就労促進モデル事業というのが1点ございまして、これは現在、リサイクルプラザにおいてトレイ、白色とか茶色のトレイの分別を障害者の方にしていただいで、軽作業をしていただくということでやっている事業でございます。

もう一つ、障害福祉サービス人材育成雇用事業というのもございます。これは、障害者に対するサービスをする人を育成する事業。これも25年度事業でやっております。

あと、教育委員会関係なんですけど、スクールサポートスタッフ、いわゆる子どもの相談に乗る。不登校でありましたり、勉強でありましたり、そういうスクールサポートスタッフという事業です。

もう一つが、保健室サポーター配置事業。これは補正で上げた分なんですけど、これは保健室は養護教諭がいらっしゃるんですけど、この方、非常に忙しくて、子どもたちが結構保健室に来訪されるということで、その養護教諭をサポートする人材を育成し、将来はそういう子どもに携わる職業についていただきたいというような事業がございます。

あともう1点、今申し上げた事業とは別に、いわゆる企業支援型、NPOとかの支援型の事業というのが二つございまして、一つが、これも障害者雇用を促進するというので、現在、旧味舌小学校の体育館において事務をとっていただくと。これも障害者の方がパソコンなどで事務をとっていただいているという事業がございます。

もう1点が、これもNPOから、これは介護予防とか、いわゆるまちごとフィットネスの関連の体操の指導員、こういうのを養成する事業と。

そういう事業がございまして、それぞ

れ事業費を算定し、申請するわけですけど、結局、雇う側と雇われる側という面がございまして、当然、我々としては100%、ある一定期間雇用しますという前提でもって補助申請するんですが、結果としてその間、必要な人数が集められなかったと、10分の10ですので、100とんでいた部分が、それが90になったということになると、10余ってきますよね。それは10分の10ですから、歳出と同様に減額した補助金をお返しせなあかんというシステムになっておりまして、174万5,000円、お返ししたということでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 三好委員のご質問にお答えします。

まず、2点ございまして、1点目の集会所の運営利用実態についてと、それから耐震化の必要性をどう認識しているかについて、お答えさせていただきます。

集会所の運営につきましては、地域の自治会等にお任せしておりまして、集会所運営委員会というのを設立していただいで、集会所の貸し出し等の運営をいただいております。

集会所の利用実態につきましては、平成23年度、24年度、利用につきまして、手元に資料がございまして、そちらのほうで行きますと、月に2回から3回、年間を平均するものを月で割りますと、2回から3回、4回ぐらいまでしか利用されていない集会所のほうで、53か所のうちに10か所ほどございます。先ほど申しましたように、利用頻度はすごく多く利用されている集会所もございまして、中には先ほど言いました10か所ほど、非常に利用頻度が少ない集会所がございまして、

また、耐震化の必要性につきましては、

先ほど三好委員もおっしゃられてましたように、新耐震基準が昭和56年に適用されたということで、我々、耐震化の必要性という前に、耐震診断が必要であるかどうかを判断する材料としまして、56年の新耐震基準が適用されているかどうかという集会所は19か所、56年にも新耐震基準が適用される前の設計がされているというところで、19か所、認識してございます。

そちらのほうの集会所の中には、一津屋にございます第6集会所のように、文化財の指定をされているものというものの中には含まれておりまして、こちらのほうはもう100年以上たっているような集会所になってございます。こういうものが含まれている中に集会所の耐震化であるとかバリアフリー化というのも、今後考えていかなければならないというふうな認識をしてございます。

ただ、先ほどもおっしゃいましたように、老朽化している公共施設はそれ以外にも公共施設の今後の老朽化建て替えについての考えをまとめる必要がございまして、ファシリティマネジメントの考え方が必要だと考えておりますので、その中で全体的な公共施設のあり方について考えてまいりたいと考えてございます。

続きまして、平成25年度予算の土地売却収入についてお答えさせていただきます。

25年度予算では、当初、旧市営鯨生野団地の跡地について一部を売却することで2億円の歳入を見込んでございました。鯨生野団地につきましては、地元で実施しております別府ワークショップで議論された施設計画や今後の工事計画などを反映した結果、売却を25年度見合わせ、かつ、26年度の歳入にも見込まないということになりました。

そこで、2億円を減額しておりますが、それ以外について、歳入としまして道路敷きを一部売却したという歳入がございましたので、それを除いた減額をしてございます。

○野口博委員長 和田課長。

○和田市民税課長 市たばこ税のご質問につきまして、ご説明させていただきます。

まず、平成25年度の市たばこ税につきましては、25年4月1日からの税率改正に伴う増と、健康志向に伴う需要減を見込みまして、対前年比5.1%増の8億2,000万円を当初予算に計上しておりましたが、9月から当初計上額を上回る申告納付がありましたので、7億円の増額補正を行ったところでございます。

その後の収納状況につきましては、月ごとの変動はございますが、2月末時点で15億8,800万円となっております。課税定額の15億8,400万円を既に上回っておる状況でございます。

次に、平成26年度当初予算につきましては、健康志向に伴う需要減を見込み、対前年比2.4%減の8億円を計上いたしておりますけれども、この内容といたしましては、健康志向に伴う需要減につきましては、ずっとたばこにつきましては続いておる中で、前回の、ちょうど消費税の値上げがございました。3%から5%に値上がったときの販売代金の推移でございますけれども、97.4%ということで、ほぼ今回と同じ減少率かなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、三つのご質問についてをお答えさせていただきます。

まず、1点目、臨時福祉給付金の組織の件ですけれども、二つの給付制度がございまして、これら、それぞれ迅速確実な給付が求められているところでございます。それを勘案しまして、この両制度、それぞれ連携させてやっていく必要があるという点と、それから、特に臨時福祉給付金につきましては、老齢年金受給者等については加算制度がございまして、そういったほかの制度との連携を十分に図る必要があるというふうなことがございまして、それぞれ、例えば福祉の担当部署でありますとか子育ての担当部署、それぞれでやっていただくのではなくて、この両制度を同時に連携してやる必要があるということで、組織を立ち上げて担当させていただいております。

そういったことで、複数の分野にまたがっていろいろと制度がございまして、そういった意味から政策推進課で担当させていただいております。

それともう一つ、小学校の跡地の関係ですけれども、これについて売却、当初そういうふうな方針で、今になってまた売却についての検討はなぜなのかというところですが、今までもいろいろ市民の方からもご意見いただき、内部でも検討していたところですが、今回のこの跡地については、売却もしくは定期借地、それぞれ方法が考えられるかと思うんですが、この二つの方法をとった場合、まず、小学校であったということについて配慮する必要があるというふうなことで、まず、そういった売却後、賃借後の姿をまずはきちりと周辺地域環境と調和した形で描いていく必要があるであろうということを思いまして、今回、そういった売却、賃借後の計画を一旦、きちりと検討させていただきたいと。

そういったことも踏まえて、今後、売却、定期借地についての方向性を決めていきたいというふうに思いまして、今回の調査業務を委託するものであります。

あともう一点、大きなものとしましては、正雀保育所の老朽化に伴う建て替え、移転用地の検討、これも特に旧の味舌小学校、こちらのほうを活用を考えるに当たっては、かなり重要な問題になってきますので、この課題について最適案、これを検討していきたいと。これを専門家の目を見ていただいて、こういった最適案があるのかというのを検討していきたいと思っております。

あともう1点、最後、三つ目ですけれども、別府の新しい施設についての基本設計の件ですけれども、これにつきましては先週金曜日、最終ワークショップの報告会をさせていただいたところです。この報告会で、それまでの全7回を通じての皆様の見解を、ワークショップとしての意見をまとめたものをご確認いただいたところです。

これをこの基本構想につなげ、新年度、基本設計をしていくわけですが、皆様、ワークショップの中でいろいろ、確かにご意見いただきました。その中でどうしてもこの基本構想、基本設計に取り入れられない意見等もございまして。なるべく皆様の意見、まとめた意見を基本構想につなげていきたいというふうにご考えておりましたけれども、どうしても建築上の制約でありますとか、市の考え方と相違する部分がありまして、反映できていないものもございまして。

この基本構想をまとめたものにつきましては、パブリックコメントを実施して最終的に案という形から基本構想にしまして、それと同時並行して、基本設計を行っておりますので、今年度末には一定、

基本構想、基本設計ができ上がりますので、でき次第、また議会の皆様にはご提示させていただきたいと考えております。

一応、基本構想、基本設計、ワークショップの段階から教育委員会生涯学習課でありますとか政策推進課、それから市民活動支援課、関係部署がワークショップの段階から入っております。そういった関係部署と調整して最終的なものを決めていきたいと思っております。

○野口博委員長 中西課長。

○中西固定資産税課長 固定資産税に関する部分についてご答弁申し上げます。

まず、納税義務者の推移ということですが、手元に余り細かい納税義務者の推移がないんですけども、土地について言いますと、平成21年から25年、徐々に納税義務者が増えておきまして、この5年間の増としまして、424名増えております。家屋につきましては、ちょっと古いデータがなく、24年から25年にかけてなんですけども、この1年間で313名増えているという形になってます。

原因としましては、工場、倉庫等の跡地に住宅ですとかマンション等が建っているということから、納税義務者数は着実に増えていっているのではないかなというふうに考えております。

それから、償却資産につきましては、さほど大きな動きはないという形で記憶はしております。

それからもう一つ、地価公示価格の動きなんですけども、地価公示価格につきましては、バブル崩壊以降、平成18年1月の地価公示まではずっと下落傾向が続いておきまして、19年1月の地価公示から20年1月までは、一部増加に転じております。その後、また21年から現在にかけて、地価公示価格は下落傾向

にありまして、最近におきまして、この25年におきまして、一部地域で据え置きという地域はございますけども、主にどちらかといいますと鳥飼とか安威川以南のほうで、相変わらず下落傾向が続いているという傾向にはなっております。

平成26年1月1日現在の地価公示価格については間もなく、この3月20日前後ぐらい、また発表されるかと思っておりますけども、不動産鑑定士等のほうから話を聞いている範囲では、摂津市全体を見る限り、やっぱり増加ポイントはないと、相変わらず一部下落のところがあるというふう聞いております。今後、27年、28年以降ですけれども、なかなか上昇まではいかないのではないかなという話も聞いております。

それに伴いまして、確かに固定資産税の税収もずっと毎年落ちておきまして、土地・家屋・償却全体で言いますと、やはり22年のときに少し増えたんですけど、それ以降、またずっと下落が続いているという傾向になっております。

土地・償却につきましては、ずっと下落傾向、家屋につきましては、やはり年々新築家屋等が建ちますので、滅失家屋よりも新增築家屋のほうが多いということでプラス要因にはなってきますけども、3年に一度、評価替えのときには経年減価措置で評価が落ちますので、その段階で3年に一度、下落という形の傾向になっております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 三好委員の3点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点、特殊勤務手当の廃止の部分でございまして、理由は、摂津市クリーンセンターの廃止、それと、環境センターの夜間から早朝の業務の外部委

託、これに伴いまして、条例に明記させていただいております一般廃棄物の焼却または焼却残渣の処理業務に従事する者、そして、し尿処理業務に従事する者に対してございました特殊勤務手当がなくなるものでございます。

次に人材育成の取り組みでございますが、人材育成に関しましては、人事評価制度であったり研修制度、さまざまな制度の創設・構築等、トータルで対応することになっているんですけれども、ただ今ご指摘をいただきました事務の基礎的知識の継承の部分、この部分、我々も非常に問題というか課題として認識を持っております。

この部分の問題をどういうふうに対応していくかということで、現在、この部分については業務執行の適正化と、いわゆる内部統制ということも言えると思うんですけれども、この観点でのプロジェクトを設けて、今現在、対応しております。

中身的には、ここ一、二年間、組織内で起こったヒヤリ・ハットも含めた問題点の洗い出し、そして、この洗い出した問題点を課題として整理する作業、そして、整理した課題を解消するための具体策、その方策の構築ということで現在、作業を進めておりまして、この観点も人材育成のところに含めて、トータルで人材育成ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

三つ目が、退職金でございますけれども、今いただきましたように、確かに3年間で400万円ほど退職金が下がるということになります。退職金については本給と年数で基本的には積算をいたします。やはり本給はいわゆるラスと当然連動しておりまして、摂津市の場合、国の特例減額がなくなりますので、通常のラ

ス比較がもう間もなくできると思うんですけど、府下でも真ん中の位置にあります。

各市とも退職金の積算につきましては国基準と同様の中身となっておりますので、この結果得られる退職金の額というものは、摂津市の場合で言いますと、ほぼ府下で言うと真ん中のあたりに推移するというようになってきます。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 小学校跡地の調査の関係で、一つだけ補足をしておきたいと思います。

なぜこの時期かという中で、谷内田課長から正雀保育所の問題がありますというふうなことがありました。その前提として、教育委員会の教育施設を廃止するときに、用地の確定測量をやっておりまして、平成18年度ですけれども、平成19年3月に用地を確定させております。そのときに、一応、官民境界でありますとか、道路境界については一応明示はできておるんですけれども、中の筆がまだ用地買収のほうを過去から順ぐりにやってきたもので、まだ相当、十何筆残って、入り組んだような状況になっておりました。

それと、台帳もそういう形で、また、公図のほうは実際に今台帳にないような地番も今、公図に見受けられるということで、この公図の修正と、あと修正の登記。合筆等をして新たな、例えば避難所として残す部分でありますとか保育所の部分でありますとか、検討した結果、用途をきっちりと振り分けて、一筆にした部分をまた分筆をしていかないと、これは例えば売却にしましても保育所の用地として活用するにしましても、定期借地をするにしましても、全く次に進めないという、そういう、登記上の部分がござ

いましたので、正雀保育所が喫緊の課題ということもありますので、このときに調査をしてきっちり整理をさせていただきたいというふうに考えて計上させていただきました。

それと今、大橋課長から答弁がありました内部統制の関係のことなんですけれども、確かに私も、近ごろ起案書でありますとか財務の分の書類を見てますと、非常に危惧をするんですけれども、これにつきまして、パソコンに入力をして出てきたやつをそのまま回してしまうというふうなことがよく見受けられるようです。

この件につきまして、以前に、とある企業の研修所でちょっと見たことがあるんですけれども、いわゆる理屈がわからないと。今後、きっちりとその基礎の理屈をやっぱり教えていく体制ということを築いていかなければならないということなんですけれども、その研修所には今、オートメーション、非常に自動化された機械があるんですけれども、そこで見たときに、古い機械で研修をしているというふうなことをおっしゃってまして、何でそういうことをしているんですかと聞きますと、理屈を教えるんですと。いわゆる、この機械の中で、何がどういうふうに物ができていくかということの中身をここで、自分で手作業でやって教えていくんだというふうなことをおっしゃってました。

非常にその辺に、なるほど、そういうふうなところは非常に重要だと思いますので、今後、もうすぐ第5次の行政改革実施計画、こちらのほうをご提示させていただきたいと思っておりますけれども、その中では、人の改革ということを、財政基盤の構築とともに大きな柱としておりますので、このあたりについてはしっかり

と、第5次行革の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 三好委員のご質問は2点ございました。まず、市史につきましては、平成22年に先人の足跡をいま一度見直すことによって、ふるさと摂津に対する意識を新たにしまして、今後の新しいまちづくりに生かすというところで、財政の厳しい状況下でありましたけれども、市史編さん事業については重要な意味を持つというところで、当時、22年の市長査定のほうで査定を受けまして、進めていくという向きになりました。

ご指摘の中の、古代、中世というところでございますが、当時、教育委員会の文化財保護審議会がございまして、当時の文化財保護審議会の委員のほうからのご指摘がございまして、その中で本文中の中の古代、中世の記述が余りにも少ないということと、それから、近年の明和池遺跡、千里丘遺跡発掘調査の成果があらわれていないと、反映されていないというご指摘、それから、近世に、委員のほうからもご指摘がございましたけれども、昭和52年以降の昭和の部分に関する新たな資料、特に当時の市民図書館時代に郷土資料保存整理室に郷土資料、行政資料、そのまま保管されているものがございましたので、その部分がまだ反映されていない。特に近現代におきましては、民族、寺院、宗教、その記述が少ないという、テーマが偏っておるところで、この市史編さんの作業に入ったというところでございます。

それで、あと、なぜ総務課が所管になっておるのかというところでございますが、これにつきましては平成23年3月の定例会にも委員のほうからご質問をいただいております、今申し上げたような、

市全体としてやっていくことに意義があるので、そのまま当時の市民図書館の嘱託員でありますとか、その当時、資料の整理等の作業に当たっていただきました大阪大学の村田先生を継続していただきまして、総務課での市史編さん委員会に継続した形で現在、進めておる状況でございます。

続きまして、選挙のほうでございますが、先般、ご指摘ございました前回の市議会議員選挙で、投票率が42.61と、過去最低というご指摘でございますが、その分につきまして、我々も真摯に受けとめまして、総括をしてきたところでございます。

前回、台風18号によります警報、注意報、そういう警報が出ました関係で、特に午後以降につきましては、1時から夜の8時までの投票率が13ポイントしかなかったというところで、浮動票も含めて高齢者の方の有権者の投票行動を妨げたのではないかというところを踏んでおります。

ただし、それだけでは限りませんので、やはり委員おっしゃるような投票率を上げるためにどういうことに努めていかなければならないのかということも、選挙管理委員会の中でも議論として上がりました。

やはり投票率、データを見ていきますと、20代、30代、若年者の方の投票率が非常に悪い。20%そこそこというところでございます。前回の市議会議員選挙で申し上げますと、20代の投票率は21.92%、25歳から29歳は20.63%、30歳から34歳においても25.52と。逆に60歳以上の方については55%、65歳から69歳については63.91%、70歳以上は62.73%と、あの雨の中でもこのように高

齢者の方には来ていただいている状況でございます。

我々もこういう若い方がどうして投票に来ていただけないのかというところで常時苦慮しているところでございますが、やはり若い方、便利に駅近でありますとか、コンビニとまでは言いませんが、何かのついでに投票ができるというのがいいのかなというところがございます。

今般、このパブリックコメントをやるに当たりまして、それと並行しまして、今回、統合を考えております三つの投票所につきましては、全有権者の方にアンケート調査をさせていただきました。その中で、締め切りについては3月20日、パブリックコメントと同じ日としておりますけれども、我々も気になりますので、中間時点でどのような反応があるのかということ等を今、調べているところでございます。

その中で、アンケートの項目の中に、投票率向上のためにどのようなことを行うべきかと、どう思いますかというようなアンケート項目も設けております。その中でやはり一番多いのは、政治や選挙に興味を持たせるような教育に力を入れるべきであるということが全体の30%を占めております。やはりこれについては、我々も出前講座のような形で学校に模擬形式のような投票のシーンを子どもに見せて、投票というのはこんなものなんだよと、こうやって社会の仕組みはなっているんだよというようなところも選管のほうで学校のほうに足を運んで、そういう場面もつくっていかねばいけないのかなというふうに考えております。

あとは、やはり若い方が来ていただく投票の機会でございますけれども、今回、期日前投票について言及しておりまして、

摂津市駅の前にコミプラがございまして、通勤もしくは通学の帰りにでも投票していただけるような形で今、準備を検討しておるところでございます。

また、当日の投票につきましては、投票自体がなかなか周知されておらないというところもございまして、前回、前々回につきましては、阪急バス、近鉄バスのご協力をいただきまして、フロントマスクでありますとかマグネットとかやっておるんですけども、さらに市内の医療機関、それからコンビニ、そういうところにも三角柱POPを置かせていただいて進めておるところでございますが、今後ともそういう何かもう少し突っ込んだ啓発ができないのか、検討しながらやってまいりたいと思っております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時32分 休憩)

(午後3時 6分 再開)

○野口博委員長 再開します。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市町村なんでもランキングでちょっと気になる点を抜粋させていただいたところなんですけど、やはり経常収支比率が、それこそ平成24年から25年にまたがってくるということに鑑みまして、平成24年度の決算から見てでも、歳入面で個人市民税が若干回復傾向にあるという評価もされております。

市全体ではいろんなことに基づいては減少傾向であり、基本的には安定的な固定資産が25年度、26年度比較すると3,000万円下がってくるという部分で、本当にその本会議で議員のほうは経常収支比率が100を超えるという危機感を持ちながら、財政は大丈夫ですかという話もしてるんですけど、今一方、財政

課長も非常に危機感も感じとられるんですけど、24年末を見ますと、公共下水道の市債が399億6,500万円まで減らしていきたいという評価はできますけど、市債全体の61%がいまだにあるということの中で、いまだにやっぱり借金行政ということはぬぐい切れないというふうに思うんですね。

その中で、先ほども話しましたように、歳入の部分で行けば、法人市民税、これは他市と比較して、他市の民間企業が頑張ってる、事例で行けば池田市ですよ。池田市が摂津市を上回って、市民一人当たりだけを見ますと、摂津市の法人市民税は第2位まで落ちました。一方では、先ほど言いましたように、借金が多いので公債費、繰出金が大阪府下、田尻町の次に摂津市、いわゆる今日まで持っておったというのが、たばこ税で今日まで運営されてきたと。

平成26年度についてはそういった見込みもない中で、財政課として今後どういうふうな運営をなされていくのかという部分を、第5次行革を推進するという話も聞いておりますが、そのメインになるところは何をもってやっていこうとなされているのかをお聞かせいただけますか。

それと、地方交付税と自主財源のことなんですけど、これも私も議員になっていろいろ研究もしながらやってる部分があるんですけど、やっぱり自主財源比率が大阪府下2位で、地方交付税が大阪府下、下から2位なんですね。このバランスから考えるに、例えば近隣の守口市、自主財源が上位12位で、それから、地方交付税は29番目。門真市においては自主財源19番目で地方交付税19番目。こういった、均等にいただけるような行政を見ますと、もうちょっと工夫すれば

そういった部分が増えてくるのではないかなというふうに感じとるわけですね。

先ほど、普通建設事業費で単独事業費が非常に多いと、補助金を賄う部分については大阪府の中位クラスやと。だから、そういった部分では予算を考えるとときにその財源の関係をどういうふうに見られているのかという部分を、改めてお聞かせいただきたいと思いますし、全体の予算というか、今の財政状況について、改めてお聞かせいただけますかね。

その中で、先ほども言いましたその固定資産税がここ数年間、毎年固定資産税が下がってきていることが非常に気になります。法人市民税については景気の変動もある中で、上がり下がりが行政で努力してでもなかなかできない部分もありますが、ただ、中小企業支援策については、私も産業分析をしながら、ものづくり産業を育成し、コラボの中で何とか活性化を図ったらいいいじゃないかということ、別の分野では話しておりますが、ここは総務常任委員会ですから、商工農政については置いておきますけど、固定資産税で、いわゆる今回でも、南千里丘開発で平成26年度からタワーマンションもどんどん入居もしていきます。ここでの固定資産税の伸びがどれぐらい見られているのかという部分と、もともとダイヘンがありまして、ここでやはり固定資産税もいただいておった経緯から、その差額からいったらやっぱり伸びてるのかどうか、それから、市民税の伸びをどの程度まで見られているのかという点についてもお聞かせいただけますか。

それと、臨時給付金の部分で、政策推進課という部分についてはどこの所管にも属さない部分やから政策推進課に持っていったのかと。僕が常に言うてるのは、人事課、政策推進課、財政課、三

位一体の中で企画部門という位置づけを従来からさせていただいてるんですよね。その中で、事業を持つということについてはいかなものかなというふうに思っております。

本来、今の行政の機構の中で行けば、どこにも所属しない部分については総務課が持つべきだというふうに思ってるんですけども、何でそれを政策推進課が持つてるのと。特にこれはプロジェクトとして単年度で上げる部分であって、その理由が発生するのが6月、7月ぐらいですよ。こんな、ずるずるするものではないから。そのために第6号補正で2月に補正を上げて、事務関係も整理をした中で、これから事業執行していくように4月から始まるのですが、なぜ政策推進課なのかという部分が、後々、選管の部分にも絡んできますけども、本来、我々が今日まで聞いておったのは、どこにも所属しない全体的なことを行政で事業分野でやっていくのは総務課ということで話も伺ってありました。

その位置づけというか、何でそういった政策推進課が、企画部門であるところが、その事業部門を抱えてやっていくのか。過去にもそういったことがあるといたらそれで話は終わりですけど、本来あるべき姿というのはそういったところではないのかなと。

これについて、もうちょっと明確にさせていただきたいのと、それと、せっかくこういう業務が国から補助金10分の10をいただいてやれる中で、将来、摂津市の所得制限やらということでリンクができるようなシステム開発ができないかという機能を備えて、これが終われば「はい、それまでよ」というようなシステム開発ならば、非常に僕はもったいないなというふうに思うんですね。相当の

件数をそこで保管するから、そのためにもやっぱり政策推進課で持つよりも事業部門で持っていて、今、総務常任委員会やから僕が今総務課と言うてるだけです。本来は保健福祉部のどこかにプロジェクトを設けてもいいし。事業部門ですから。企画部門が予算を持つよりも、事業部門でそこをやっていただきながらやるというのが、副市長、本来の筋やと思うんですけどね。これについて、お答えいただけますか。

それと、特殊勤務手当につきましてはわかりました。

それと、人事の関連で、人材育成で、具体的なことを言うたから、それに対する答えだけやったんですけどもね。今の平均年齢は四十何歳という、市の職員の今の体制で、それから30代、40代が今、非常に少ないような、今、空洞化現象になってますね。これはどこともそういうふうになっているかもわかりませんが、だから、技能の伝承という部分が私は非常にこれから力を入れていかなければならないやろうと思っているんです。

先ほど、三つの事例を出しましたが、携帯電話にナビゲーターに、もう一つはパソコンで、漢字を忘れるとか地図を忘れるとか番号を忘れる。やっぱり基礎的なことというのは、熱いうちに打てということの中で、僕はもうちょっと、以前から言うてるように、新入職員時代のときに、どことも人手が足らんから欲しいかもわかりませんが、そのときにやはり、基礎的な知識教育というのは絶対に必要だなというふうに思うんですよ。現場を見に行くのもいいし、今の研修のあり方を含めて、もう一度見直したらどうかなど。

今も実態として新入職員研修は今、何

日ぐらいやられてますか。以前も、来たら即戦力やということの中でやられてますが、消防だけなんですよ。人が採用する場合は、まず消防学校へ行かすために、早めにその期間をいただいて、4月登用したら即戦力になるようにさせていただきたいというて、仕組みづくりをやったのは。

そのかわり、市の職員の体制は、私ももう25年間、これ言いつ放しで言うてきてるけども、なかなかその体制が変わらない、それで、横串で、それぞれ誰が休んでるか、どこに出張へ行ってるかわからないから、朝の朝礼を持っていたいて、課の共有化を図ってほしいということで、ようやく朝礼は浸透してきて、それぞれ日常の業務がその課の中で共有化できるようになってきた。さらにもう一歩進んでいく中で、そういう新入職員教育、または主任教育とか、セクションの中で基礎的なことを、技能の伝承ということテーマに考えられたらどうですか。

この点について、僕も久々にこういう人事について質問させていただきますけども、そういったことを含めて、改めて人事の考え方についてお聞かせいただきたい。今、何が足りないんですかということも含めてね。教育、教育と言うてるけども。

もっと進めば、今度はグローバル研修も、グローバルの対応もやっぱり行政としてもやっていかなければならない時代がもう間近に来ると思いますので、そういったことも含めて、どういった人材育成プログラムを持っているのか、教えてください。

それと、退職金については、先ほど水谷委員が地域手当6%の話もされておりましたが、退職金に算出根拠となる給

料が、もちろん、手当関係は全然含まないその給料なんですけど、それが月数を掛けて退職金に、総額に算式で出てきますけど、一方ではラスパイレスを気にせなあかんのですよね。これを抑えていくとおのずと退職金というのは減ってくるんですよね、他市と比較すると。

だから、人事戦略として、その辺をどういうふうにとらまえてやっていこうとなされているのか。確かに大阪市やら堺市の政令市は除いて、41市町村、大阪府下になりますけども、給料が半分ぐらいになれば、おのずと退職金も平均半分ぐらいという算出根拠しかないんですよ。ラスパイレスばかり考えるとね。

何が今度、一方では要因としてなるかというのは、国基準の初任給よりも摂津市の採用したときの初任給は高卒、大卒とも2万円から3万円高いんですよ、ここらはね。採用のためにやはり初任給を上げとかなければならないということもありますけど、ひょっとしたらいつも言う給与体系の中での給与カーブがいまだに年功序列の中でそこに作用している部分の中で、本当に評価制度がそこに充当できるのかという部分が気になるんです。

その中で、来年の1月から職能給制度を導入していきたいという、さっきのご答弁もありました。じゃあ、職能給制度をどの部分に入れていくんですか。退職金に反映できるところの本給に入れるんですか。それとも勤勉手当に入れるんですか。そういったところを今、気になって質問させていただいているんですけどね。

やはり、市の職員も含めて、子育て期間中には、やはり費用も結構要ります。30代から40代ぐらいまでが。そういったところにやっぱりカーブ補正もしなけ

ればならないと思うんですよね、給与体系の中で。

こういったことも含めながら、人事戦略としてどの程度まで考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、市史編さん事業についてですが、今、説明を伺ってもどうも理解できませんね。なぜ教育委員会でなくて摂津市全体のことを考えたいと言いますけども、もともとスタートが教育委員会でやられて、その中で摂津市全体でやりたいということの中で、これも総務課が受けて、総務課もちょっと意外だというふうに思いますけども、なぜ今総務なんですかということと、やっぱり昭和50年来から今後摂津市50周年に向けてつくっていくんやったら、近代史を急ピッチでつくるべきではないかなというふうに思っております。前回いただいた昭和28年の水害の分は別冊でしたよ。いるんやったらちょっと別冊でもいいから、古代史の中で明和池遺跡なんかでも別冊でやられたらどうかと、古代史を見とってても、2000年前のやつからスタートしてるんですよね。2000年前のやつからスタートして、そこをもう一回ひもとして、それから古代史から中生代とかいろいろ調べていってでも、そこでいうたら文献がころころ変わってくる可能性大ですよ。

それよりもやっぱり今やらなければならないのは、後世に歴史を残すための近代史をもっと早めにつくるべきだなと。それもこれは1,400万円、トータル3億円。もう一回松方課長、トータル金額も教えていただけますか。私はこれを完全否定するわけではないんですが、必要なところは必要な部分を改正しながら、この予算をもっと日の当たるところに使ったらどうかという考えを持ってるんです

よ。

だから昭和50年から今日までのやつをもう一回見直すとか、近代的な明治からのやつを変えるとか見直すとか、そういったところまで、そういう見直しの仕方ができないのかなと、明和池は大事なものかもわかりませんが、別冊でもええん違いますか。もっとこれから吹田操車場で掘削をやり、調査を発掘をやっていったら、また新たなやつが出てくるかもわかりません。そういったものはもう別冊で行かれたらどうかなというふうに思うんですよね。この市史編さんについてはもう一度お答えいただけますか。私も市民図書館の2階にも2回行ってきました。状況も見させていただいて、どういう業務内容かという話もちょっと聞かせていただきました。あのスペースの中でそういう作業をやっていて、大学の先生に摂津市の古民家とか古いお宅のところに行って、何か古代史みたいな古い資料があるから言うて取りに行ってるのが今のアルバイトの人たちが取りに行くと、それを先生のほうにコピーして渡していると、こういう実態で、全体的な掌握は大学の先生であって、なかなか事務内容もわからないんですよね。

この市史編さん委員会というのは、先ほどもだれだれ言うけど、実際に市史編さん委員会というのは運用されてるんですか。月にどれくらいで、どういう方々がやられてるのか、もう一度改めてお聞かせいただけますか。私はこれにはちょっとこだわり持ってるんです。もうちょっと違うところに予算を使ったほうがええん違うかなと、ねえ、副市長。

それから集会所ですけども、先ほどもうこれも、西川課長もうちょっと詳しく今の現状から、私が披瀝するまでもなしに、昭和55年以前のやつで建物が19

か所あって、木造住宅で実際に耐震診断をしなければならない建物は具体的に何か所あるんですか。

さらに万が一そこに集まったときに事故が起きたときに、昔の福祉会館思い出しますが、行政として市民に対しては木造住宅の、昭和55年以前については耐震診断も行います。さらに耐震補強をやるためには補助金も出しますという発信をしてるんですよね。公共施設で集会所について、そういったことをおざなりにしながら、そこを目をつぶって使っているというのが実態ではないんですか。だからその感覚がどうかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

確かに手狭なところも確かにあります。しかしながら、昭和44年から建設されてる昭和40年代の分が10か所、1か所については、それこそ100年前の第6集会所、これは文化財の指定をしておりますけど、これも実際に中に入ったらわかるように、非常に継ぎ足し継ぎ足しての建物になってるのも実態ですよ。だからこういったところをどう認識されて、ファシリティマネジメントどころではないと思うんですよ、現状使っているのがね。これについてもお聞かせいただきたいと思います。防災の観点でも見とってほしいんですね。

さっき言い忘れとったようですが、復興支援のため、釜石市に行かれてる方、半年契約の半年で、この3月末で本来期限が切れるんやけど、それ以降はどうされようかとされてるのか。

もう一つは先ほど聞いてたら、2週間に1回、メールぐらいの報告、レポートですかね、やりとりをやってる言うけど、もともと送り出すときに何か月に一回かは、訪問してケアもやってくるというの

が我々との合意やったというふうに思うんですけどもね。それについては、防災を所管してる総務部が行くか、人事課が行くかと言うて、そのときも議論させていただいて、行ってもらってるんやから、絶対放ったらかしにするなよという話をさせていただきましたよね。だからその後の実態は今どないなってますか。先ほど聞き忘れてね。2週間に1回のメール、メールなんか毎日でもできますよ。

「元気か」とか「何か変わったことないか」と言うて。もともとそのときの防災所管の有山総務部長がつくった文書、岩手県釜石市との相互協定と、もう一つは送り出すときの条件、ここにも書いてますよ。まずは派遣期間6か月、次は延長、そのときに我々と約束したのは、きっちりとお見舞いもケアもさせていただくと、それやったら大丈夫やなということで送り出したんですよ。多分本人は今元気でやられてると思いますけども、それがどういうふうになってるのか、出したら出しっ放しと違うんですか。お聞かせください。

それと、旧味舌と三宅小学校跡地の関係についてなんですが、何で今さらというのがもうひとつほんまにわからないんですよ。平成17年12月22日、朝大雪やったんです。むしろ旗抱えて来られて、傍聴席に三十数名の方が来られて、それまで私ども何回となしに議会の応接でその方々といろんな話もさせていただいて、最終的には先ほども言いましたように、教育委員会施設の維持管理並びに教育施設の費用に対して使わせていただくために一部売却を行います。4月からは通学路の改修をやっていくのに、そういったところも一般会計を使っていったんですよ。なぜ今さらという部分がもうひとつようわからへんから、もうちょっ

と具体的に説明していただけないか。何で今さら何を調べるんですか。

それとコミュニティ施設の関係で、私らはまだ資料をもらってないからようわからへんけども、新しい公共施設の建設スケジュール、以前いただいたときに3月末で基本設計の策定ができて、3月に報告会がなされるという話やったんですよ。じゃあこのタイミングが、我々はまだ資料もらってないから、いつくれるのですか。

それはもう意思確定はどの部分で意思決定をされてきたんですか。後ほどの条例も関わってきますけど、審議会とかいろんなやつを書いてきてますけど、僕は総務常任委員協議会のときでもいろいろ話させていただいたように、相当な意見が出てきてるんですよ。相当な意見が出てきて、それを最終的に集約をやって、皆さん方に納得はしていただけないけど、理解はしていただきながら、基本設計がこうなって、実施設計にもっていきますという、そこのワークショップのメンバーにそこまで抑えができてるのかと言うて、もちろん我々議会もその抑えというのは気になってるから、まだ報告書も見えないし、その集約がどうなってるのか見ていない。

やっぱり気になるのが、当初に言うてた部分でいけば、平成26年度には用地売却も見据えた中で取り組むという話やったのに、さっきの報告やったら平成26年度の土地売却については予算計上もせずに据え置いてると。これは今度議会との信頼関係はどうなるんですか、我々に対する説明責任は。きょう初めて聞きました、私、その分は。財源確保のためにいろんなところの公有地を売却しなければならぬという部分もはっきり出ております。

その中で議会に対するタイムリーな報告というのが必要ではないのかなというふうに思いますよね。こういう報告書が、プログラムが変更されてるのであれば変更されてる、いつ出すんやったら出すとかいうことも踏まえながら、きょうは予算審査の委員会なんですよ。これはきちり答えていただきたいと思います。別府のほうで、今回一方では保育所の建て替えで土地を貸すような予算もことし出てますよね。そのために土地売却が遅れるのですか。それは影響ないんですか、ここの確認も含めてね。このスケジュールというのは市民にも約束したスケジュールなんですよ。我々議会もこれで同意したから進めているのに、それでいってまとまったやつが議会に全く報告がない。きちりお答えいただきたいと思います。

それから、選挙管理委員会でする説明もありました。確かに去年の9月の選挙は集中豪雨の関係で投票率が下がったというのが、多分一番大きな要因だというふうに思いますが、ただそれ以前に、参議院選挙、府議会議員選挙等々、大阪府下統一で行われる選挙に対してでも摂津市は投票率が非常に低いんですよ。年齢別な問題では一方ではないというふうに思ってるんです。それはやっぱり意識の問題も含めて、それから投票所の配置の問題も含め、期日前投票の対応も含めて、総合的に判断していって、何をなさなければならないかということを実際に考えなあかんと思うんですよ。まず先ほど言いました、期日前投票について、摂津市駅前でコミプラで、まず期日前投票1か所増やす。それは現在市役所にもあります。じゃあ安威川以南はどうされてるんですかと、この間もはっきりと私も言いましたけども、安威川以南もやっぱり考えるべきだと。

それから投票所の部分についてでも、パブリックコメントをしていくという話ですけど、別府のコミュニティセンターが今の計画でいくと、平成27年度には完成なんですよ。今の対応というたらあいあいホールから味生体育館に今回は移動するような動きなんですけど、その間は府議会議員選挙一回だけなんですよ。府議会議員選挙一回だけ終わって、また2年後に投票所の移動をまたやるのかと。全体的な計画を本当に、選挙管理委員会の中で摂津市全体のことを考えて話してくれてるのか、すごく疑問なんですよ。もう一回投票所をなぜ変えなければならないかという基本的考え方をお聞かせいただきたいのと、期日前投票の会場をもうちょっと増やせないのか。

それから学校に対して要請をするというよりも、もともと学校の社会科の中で選挙関係の話も学校で勉強もしてると思いますが、やはり子どもを使うというのは、未成年に対してはあんまりいいことではないかもわかりませんが、常にやっぱり啓発とか学校教育の中でどう指導していくかというやつもやっていくべきだというふうに思います。これについては教育委員会ともうちょっと協力しながら検討もしていただいたらいいというふうに思っております。未成年を使うというのはあんまりええことと違うんで、ただ学校の教育課程の中でどういうふうに教えていくかということをしていただけますか。

それともう一点、議案第10号の7号補正で、緊急雇用創出基金事業補助金は10分の10で事業はやられてきて、10分の10やから、予算を組んで結局不用額になりましたよが多分回答なんですけど、僕はこういったことこそ絶好のチャンスやと思いつつながら、10分の10

があるんやったら、プラス摂津市独自で事業をそこに加算させてでもやっとならよかったん違うかなと思いつつ、別に10分の10でなしに、20分の10なっても雇用促進につながるんやったら、そういった事業展開がこの予算でやったらできなかつたんですか。

これは一方で財政運営なんですけども、どうも国、府がやろうとしてる部分で予算を返すというのは、余りにももったいないなと思いつつ、これやったら週3日、4日来ていただくんやったら、2人は雇用できるような金額なんですよね。だからその点についてでもお聞かせいただきたいと思いつつ。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三好委員の2回目のご質問にお答えします。

まず、平成26年度以降の財政運営をどうやっていくんかというご質問なんですけど、先ほども私答弁させていただきまして、摂津市の強みは市税収入にある。特に固定資産税であるとか法人関係税でございます。この市税のパイが昨今縮んでおると。さらに今年度の税制改正で摂津市の強みである法人税割、これの税率が14.7から12.1パーセントになると。これは直ちにこの26年度には影響しませんが、27年度以降に影響してくる。

それと同時に固定資産税のうち償却資産、この議論もまだ国のほうで検討という形になっておりまして、今の政権のスタンスを見ますと、割と財界寄りのスタンスを取られてるんで、この議論の行方も注目しなければならぬと思いつつ。そんな中で今後どうやって財政運営していくんかというお話なんですけど、さきの答弁にもございましたが、過去の財政危機、平成17年に迎えたのは過去からの

市民サービスを充実させるために、財源をどこに求めたか、地方債でございます。地方債残高が1,000億円近くになったということで、17年度の財政危機を迎えたということで、17年以降はいかに地方債をコントロールしていくかという議論がありました。

財政健全化計画あるいは第4次行財政改革の中で、一定市債のキャップをはめて運営していくという結果、この24年度末にはピーク時の65パーセント程度には残高が縮小できたということでございまして、今後のお話なんですけど、当然市民サービスを財政が税がかなり減少したからって、歳出をいきなり削減するわけにはいきません。

そうなりますと、今までの考え方、地方債、過度に頼った地方債はまずいと思いつつ、現在私ども分析しておりますが、普通会計、一般会計ベースになるんですけど、いわゆる財政の実力は財政規模っていうのがございまして、摂津市は180億程度でございまして、これに対して地方債の残高どれぐらいの割合があるのかということで、24年度で見ますと、摂津市は1.34倍でございまして。

府内の都市平均が1.47倍でございまして、一定普通会計ベースの残高においては府内平均を下回っておるのではないかというふうにご検討しておりますが、4次行革でキャップを15億、これは建設事業に対して15億というふうにご検討をしておりますが、仮に15億というキャップを続けますと、残高は一般会計では標準財政規模の180億に限りなく近づいてまいります。180億ぐらいでずっと並行していけると。20億というキャップをしますと、大体今の現状の残高、220から30、4

0この辺にすり寄っていく。25億ではどうなるかと言いますと、大体300億を下回る残高のところに張り付いていると。今までの考え方としては、15億という一番理想的な考え方でもって市債をコントロールしてきましたが、今後場合によっては市税の動向によっては、十分市債の活用も考えていかなければ、と言いますのも、やはり基金の問題がございまして、基金の残高、平成17年財政危機のとき25億円そこそこまで減ったと思うんです。

現在24年決算では63億円を超えるというような残高ございまして、この辺の基金をいかに減らさずに地方債をコントロールしていくかということ、この辺が今後の財政運営の要であるのかなというふうには考えております。

あと、地方交付税と一般財源、自主財源のお話ですが、委員のご指摘は、一般財源、市税も当然確保しながら地方交付税、特に普通交付税も取る努力をなさいよというご質問、前からご指摘あるご質問なんですけど、なかなか歳入面で我々の努力によって増やせる、法人なんかの場合はもちろん産業振興施策を打ちながらというのがあるんですけど、だからそれは長い目で見ないといけないというのがあるんですけど、基準財政需要額といひまして、国が考える需要をどうやって積み立てていくんか、その部分は我々いつも着目しておりまして、例えば地方債も交付税上算入される地方債と全く算入されない地方債がございまして、できるだけ地方債を選別しながら需要額を積み立てる。これは不交付の時代もそういう目を見て地方債を選別して需要を積み立ててた。その結果24年度は交付成りになり、臨財債の枠も広がったということ、一般財源確保できたということ

がございまして、地方交付税の増をいかに図っていくのか。この辺もしっかり起債を選別しながらやっていきたいなというふうに考えております。

あともう一つ、建設事業に対する予算案の編成において、財源の考え方はいかにとりご質問ございましたが、例えば25年度予算になりますけど、正雀のまちづくりのためにどういう予算措置をしましたかということですが、これは我々としては国費がちょっと読めないということで、まずそれは債務負担行為という形で組ませていただいて、その債務負担行為を組むことによって原課は動けるんですね。動いた結果、国費が取れた、取れるというある一定の確証が得られれば、補正で計上しますよというやり方をさせていただいたり、そういう形で国費を是が非でも取った上で事業を進めるという手法も予算編成時にやっておりますので、そういう考えで今後も進んでまいりたいということでございます。

あと最後に、緊急雇用創出基金事業でございまして。この件は委員ご指摘のとおり、もちろん雇用を図るのは行政の役割でございまして。ただ今回のこの緊急雇用事業については大阪府に対して、補助申請書類というのは出してございまして、我々としては100事業をやりますよということで申請させていただいて、その結果を追っていくんですね、事業の経過をきちっと、そういう意味で100予算を組んだとしても、直営でしたら委員おっしゃるように、雇用を2人3人図ったりというのはできるんですけど、今全部委託に出したりするということは請負でございまして、100組んだ、予算を執行した結果、落札差金が出たりして減額する、これはやむを得ない事情というのがございまして、その結果減少

すると、ただその差金を使ってさらに単独の事業をやるのかどうかというのは、これはまた別の議論になりますので、我々としては予算を組む立場からしましたら、もともと当初の目的どおり効率的に予算執行できたがゆえにやっぱりそれは不用額で出すと。それが特財があろうがなかろうが、不用額で出すというのが財政運営の基本やと考えておりますので、そういう措置をさせていただいたということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 三好委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

集会所の耐震化の考え方についてということでお答えさせていただきます。53か所の集会所のうち、耐震工事、耐震診断が必要な箇所としましては、19か所あるというふうに認識してございます。この19か所の中には、二階建てのもの、それから平屋のものの中には含まれておまして、割合平屋のものにつきましては耐震上は強いというふうに思っておりますが、耐震診断をした結果、耐震工事が必要になるかどうかというのを判断していくことになると思います。また集会所という意味では、やはり耐震工事も必要であると認識してございます。

ただ防災上の視点から見ますと、我々防災を推進している立場にいますと、防災上は集会所は避難所の位置づけはございません。また防災上の耐震工事の公共施設の優先順位についてお答えさせていただきますと、避難所となる小中学校であるとか、公民館であるとか、防災拠点というふうな優先順位が設けられておまして、全ての公共施設については、その後という優先順位になってございます。このような優先順位の中から、耐震化を

進めていくという方針になっておりますので、その中で耐震化工事を議論していきたい。

それから先ほども申しましたようにFMの関係の施設等も含めたあり方から今度の耐震工事も検討していきたいと思っております。

○野口博委員長 和田課長。

○和田市民税課長 パークタワー南千里丘につきまして、個人市民税の増収をどれぐらい見込んでおるのかというお問い合わせでございます。

パークタワー南千里丘につきましては、3年ほど先行しておりますパークシティ南千里丘の増収分から勘案いたしまして、平成27年度分から7,000万円程度の増収を見込んでおります。26年3月入居ですので、住民税は27年度から課税ということになります。

○野口博委員長 中西課長。

○中西固定資産税課長 三好委員の2回目の質問にご答弁させていただきます。

南千里丘の開発地域の固定資産税の税収の動向及び今後の予測という形でお答えさせていただきます。

過去に三好委員のおっしゃってました大手企業があったときの税収、それが平成18年当時になるんですけども、そのときと比べまして、南千里丘の方で現在の建ってますマンション、パークシティでありますとかユニエスだとか、銀行とかスーパーの店舗の建った状態と比較しますと、税収にしますと土地・家屋あわせまして、約3,400万円の増収になっております。その後、次に今現在建設されましたタワーマンション、こちらの方が本年の1月完成ということですので、平成27年からの課税ということになるんですけども、その段階で27年ご存じのとおり評価替えの年でもありますんで、

家屋につきましては経年減価ということで、先に建ちましたパークシティマンションでありますとか、ユニエスは経年減価等によりまして一部減価されますんで、その減価幅が約800万円程度と見ております。新たに建ちますタワーマンションの税込としまして、約4,000万円の税込を見込んでおまして、ただタワーマンションが建ちますと、土地が今現在非住宅用地という形で課税している部分が住宅用地に変わりますんで、土地の税込が約1,000万円ダウンするということになります。それをトータルしますとタワーマンション建った27年度の段階で約2,200万円程度の増収になるという形で見ております。

その後、先に建ちましたパークシティそしてユニエス、この二つのマンションの新築軽減措置というのが当初5年間しておりますんで、それが平成29年に切れますので、29年の段階で家屋の税込がさらに3,200万円ほど増収になるという形で見込んでおります。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 まず市史のほうでございますが、先ほど古代史については2000年前の話というようなことがございまして、先ほどのご答弁させていただいた中でも、明和池というようなことを申し上げさせていただきました。

おっしゃっていただきました吹田操車場の件も、摂津市と吹田市にまたがるという跡地につきましては、今も両方のところから遺跡が出ておるという状況でございます。特に明和池、ちょっと突っ込んだお話になりますが、明和池の遺跡につきましては弥生から近世の生活の痕跡が出ておると、特にここ数年におきましては古墳時代の土器、井戸、溝の跡でありますとか、弥生時代の竪穴式の建物、

堀立の柱でありますとかいう跡が出てるところがございまして。それとあわせてまして摂津市の特徴としまして、なかなか水との戦いというのが過去の歴史からございまして。過去にさかのぼりますと、摂津国という時代から淀川を挟みまして、京都と大阪の交通の要衝というところで、淀川と安威川に挟まれまして、水害が何度か起こされたという状況がございまして、太平記の中にも摂津国の被害の状況であるとかいうところが出ておる状況でございまして、そういうところも踏まえまして、古代というところも新たな史実が出てきた分について書き足していくというような形をしている状況でございまして。

それと、昨年史料集として台風の関係を出したということでご指摘いただきましたけども、そういう形で毎回史料集として出せばいいのではないかとご指摘でございますが、史料につきましては、その都度その都度出てきた史料をできるだけ写真も含めて詳細にカラーのものもございまして、形として残していきたい。平成25年度から5年間、毎年1年ずつ、そのときそのときに出てきた史料を、そういうダイジェスト版の史料をつくりまして、それを種本としまして、最終発行します市史に反映していく、そういうような編集方針を立てておる状況でございまして。

それから編さん委員会についてでございますが、編さん委員会につきましては、規則を設けておまして、摂津市市史編さん委員会規則という形で編さん委員を8人以内というところしております。実際には大学の先生方が6名、それから嘱託が2名というところで、市関係者として、総務部長と生涯学習部長が委員に入っておるという状況でございまして。

す。

各先生方につきましても、近世史、近代史、古代史、中世史、近現代と時代に配分を分けて、専門の先生に入っている状況でございます。委員会につきましても、毎年4回やっております。4月、7月、10月、1月という形です。

中身につきましても、嘱託員が、実際におっしゃっていただいたような史料の収集を行い、集めてきましたものを、保存状態も悪うございますので、デジタルカメラに収めましてデータベース化するような作業をした上で、毎回委員会の中で編集の方針でありますとか、委員会で足りない分については図書館の市史編さん室に委員の先生方が出向きまして、直接編集の指導をしていただいている、そういう状況でございます。

次に選挙のほうでございますが、おっしゃいましたような、府議、市長、知事選挙と投票率が低いのではないかと、それから期日前投票で安威川以南に設けるのはどうなのかというようなご質問ございました。今般アンケート調査まだ最終ではないんですが、期日前投票についても触れてお聞きしてるところがございます。やはりその中の結果につきましても、やはり重く受けとめて、その結果は選挙管理委員会に提示し、委員に見ていただき、その結果、例えば新鳥飼公民館については期日前投票をできるシステムは環境は整っておりますので、やることについては可能かと考えております。

それから今回の投票所の統合案についても選挙管理委員会の考え方でございますが、まず再編につきましても、他市の状況はどうなのかというところをまず調べました。北摂七市の投票所の数、それから有権者数、1投票所当たりの有権者

の数、それから市域面積、1投票所当たりの面積、それからその投票所から最遠距離ですね、投票に来ていただく有権者の方が一番遠いのはどれぐらいの距離があるのかということと、北摂とあわせて他市の場合については、同じぐらいの有権者をもっておる市についてはどうなのかということと調べて状況でございます。その中で本市の場合は、北摂七市の中で1投票所当たりが、面積が600平方メートルでございます。これ北摂の中でどうなのかということ、一番少ないのが豊中市で550平方メートルでございます。一番大きいところは高槻市の1,600平方メートルというところでございまして、あと1投票所当たりの有権者の数がどうなのかということと、北摂の中では豊中市が4,877人、摂津市の場合は2,724人という状況でございます。

それから、最遠距離でございますが、一番遠いところでございますが、摂津市の場合は1,240メートルと。一番遠いところは高槻市の2,770メートルと。高槻市、茨木市につきましてもご承知のとおり、山間地がございますが、この分については山間地を除いた数字で茨木市、高槻市から実測でデータをいただいております。それと同じほどの有権者の数で参考にした市につきましても、藤井寺市、交野市、泉大津市、このあたりの有権者数が、藤井寺市が5万3,000人、交野市が6万2,000人、泉大津市が6万人という数字でございました。

藤井寺市については投票所数は17か所、交野市は20か所、泉大津市も20か所というところで、あとはやはり投票所の数というよりも、その一つの投票所が持つ有権者の数でありますとか、やはり一番遠いところがどうなるのかという

ところが、やはり一番の議論というところになりまして、藤井寺、交野、泉大津については最遠距離は1.7キロメートルというところで、本市はまだ1.7まではたどり着いておりませんので、1.2というのは妥当な範囲であるのかなと思っております。

それから、大体この1.2キロメートルが大体どれぐらいの時間で投票所までたどり着くのかというところですが、私と選挙管理委員長と今回投票統合を考えておる第4集会所、37集会所、あいあいホールにつきましては、実測で歩いてみました。12月16日だったと思いますが、雨が若干降っておりましたが、その中で37集会所については11分、それから第4集会所についても10分で歩けるというところで、これであれば、ご負担と言いますか、我慢していただける距離ではないかなということでございます。

それから距離もさることながら、その投票所の環境でございます。やはり投票所の面積もいろいろ見ている中で、毎回選挙をする中でその管理者から聞くのは、やはり立会人と記載台が近過ぎて見られてるような気がするとか、それからやっぱり地元で行くと地元の人が立会人に座ってるので、ちょっと顔が指すとかというようなご意見もいただいております。

今般じゃあそれが一人二人であれば抽象的な数字になってしまいますので、そういうことも含めて、実際にその三つの投票区の有権者の方全員にアンケートをして、その結果を踏まえて選挙管理委員会の中で検討していきたいと思っております。

それから学校教育の関係でございますけれども、啓発の関係でございますが、先ほど出前講座等で周知を図っていき

と申し上げました。今は選挙の啓発のポスターを夏休みの宿題のような形で学校にはお願いはしております。前年と前々年と集まりました枚数については、十五、六枚というところでございますが、全域の小学校にまで広まっているというところではございませんので、これも含めて、そういう教育の一貫の中でやっていただけないかなということも踏まえて検討してまいりたいと思っております。

それから、コミプラの別府の件でございますが、委員ご指摘いただきましたように、あと2年もすればコミプラが別府の部分ができるのではないかとということでございますが、あいあいホールにつきましては、近隣の味生体育館が統合先となっておりますけれども、従前から近いと至近であると、100メートル以内であるというところで、今回統合の中に上げさせていただいた状況でございます。

ですが、委員ご指摘の内容につきましても、選挙管理委員会のほうで上げさせていただいて、判断をしていただきたいと考えております。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 それではまず鯨生野団地のほうの公共施設の関係のことについて申し上げます。

こちらにつきましては平成24年度から政策推進課のほうで市民活動支援課から引き継いで担当させていただくことになりました。

まず土地の問題でございますけれども、基本的な考え方としまして、本市において新しい施設をつくるというときには、そこに基本は市有地、新たに土地を取得してつくるということではなくして、現有地をベースとしてそこにつくと、そのときにはやはりその土地の一部売却をして、財源をつくってそれを建設

費用に充てるといふ、これが基本でございます。平成24年度には実際には当初予算に鱈生野団地の売却、約1,600平米ほどですかね、半分ほど売る予算を入れておりました。

ただまだ新たな施設の規模でありますとか、この辺が全く図面に落としてない状態でしたので、これにつきましては24年度中の売却についてはちょっと待っていただきたいと、24年度から25年度、実際にスケールを読んで図面の中に、施設規模、ワークショップをしながら落としていきたいということで、これは政策サイドのほうから財政のほうに対してお願いをしまして、24年度の売却については控えていただきたい。

平成25年度につきましても、基本構想を今まとめるとこなんですけども、こちらの方で最終の案が確定するまで25年度につきましても、ちょっと売却は抑えていただきたいということで、今回補正でその分を落としていただいたと。土地売却をしないということではございません。これは土地の売却につきましては、鱈生野団地の跡地、これはちびっこ広場込みで3,200平米あったと思うんですけども、今のところ、そちらについては南側1,200平米程度、これについては売却用地として分筆をし直す予定にしております。それから26年度ですけれども、26年度につきましては、まだ実施設計ということになりますので、27年度工事と、先ほど話出ましたけれども保育所の建替えに伴いまして、これは南別府のほうにある保育所ですけれども、一定26年度中は保育所の建替え用地でお貸しをします。

27年度につきましては、まだ工事がこの年度に入りますので、一定鱈生野団地跡地と言いますのは、非常に道が狭小

ですので、工事用の車両の搬入路として一部南側を使うほうがよいのではないかというふうなことで、今そのあたりを検討しておるところでございます。土地売却についてはその分1,200平米については売却をして財源に充てていきたいというふうな考えております。それからワークショップで抑えができていくのかというふうなお問いがございましたけれども、私どもワークショップを始めるに当たっても、実際に開催する中でも申し上げてきましたのは、ワークショップと言いますのは、政策立案でありますとか、企画に対する市民参画の一つの手法として、今回活用させていただきました。

その中でももちろんいろんな方のいろんな意見、ご議論していただいた分をきちんと最大公約数を捉えて、施設に反映していきたいとは思っておりますけれども、そこが全てを決める場ではありません。このことについてはワークショップでも申しております。かといってそこでのご意見を全然無視することではなくて、最大公約数をもって、我々行政のほうで今回パブリックコメントもさせていただきますので、その結果を踏まえて、また議会の皆様方のご意見も聞きながら最終的な案を、実施設計のほうで反映させていきたいというふうに思っております。

それから議会にこれは12月に協議会を持たせていただいて、今までの経過を報告させていただいたということがございます。今後このまとめができたときに、どんな形で議会のほうにお示しをしたらいいのかということについては、もう一度検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして給付金のことなんですけれども、前回はそうだから今回もということになると、もう何も言うことがないと

ということなんですけれども、まず一定、前回の定額給付金るとき、これは条件はほとんど全市民にというふうなことであったんですけれども、やはり前回のノウハウはやっぱりまだ政策推進課にあるのかなというふうには思います。それと平成11年、12年でしたか、地域振興券、これは一人頭子ども2万円だったと思うんですけれども、これを振興券を配ったときにミスがあったというふうなことがありました。

これは何も原課でやったからミスが出たということではないと思うんですけれども、我々そのあたりのミスの原因であるとか、このあたりも定額給付金時も、それから今回を通して、政策推進課のほうでもきっちり把握をしておりますので、そんなことも含めてきっちりミスが起これないように職務に専念できるというふうなことでプロジェクトチームということを政策推進課のほうでつくらせていただいて、今までも南千里丘も含めて、重大なプロジェクトなんかもやってきましたけれども、やはりミスをしっかりと防ぐことによって、防ぐ体制をしっかりと築くと、そのためにはやはり各課と一定いろんな関係性を持ってやっておる、政策推進課にプロジェクトチームを置くのが一番よいのではないかというふうに思っております。

それから、小学校の跡地なんですけれども、これにつきましては、正直申し上げて、今までにもっとこのあたりについてはしっかりとやっておくべきだったのではないかと思っております。遅いぐらいじゃないかというふうに思っております。

平成19年なんですけれども、実はこれ私がおのときに仕様書を書いたんですけれども、両小学校の跡地の基本計画という

ことで、そのとき予算300万円だったんですけれども、コンサルタント8社を指名しまして、校舎を取り壊したらどうなりますか、じゃああとはどういう絵を描いたらいいですかという基本計画の、仕様を書いて入札をしようと思ったんですけれども、そのときは何か仕様書と予算額が合わなかったのかどうかわかりませんけれども、8社全て辞退というふうなことになりました。その後、別にその財政状況うんぬんだから売らないということじゃないんですけれども、これはこんな言い方したらちょっとおかしいかもしれないけれども、自分の所有地の状況を、しっかり詳細まで、法的条件も含めて把握をしっかりとできていなかったという点は、ちょっと反省点があるかと思っております。

ですから先ほど申し上げました、今までできていなかった、やっていなかったというのが、ちょっとやっぱり正直言って我々反省をすべきかなというふうに思っております。と言いますのもやはり、いつどんな状況になっても動けるように、すぐに、例えば定借にしても、別にすぐに定借をすとか売却すとかいうことではありませんけれども、いつ何時動きがあらうとも、ちゃんとそれに対応できるというふうな体制をしっかりと取っておくということが必要というふうに思っております。

ですから、今回正雀保育所の件もございますけれども、この有り様につきましては、また今後のしっかりと議論をして提示をさせていただこうと思っておりますけれども、この時期を逸すると少し後々のスケジュールに支障を来すというふうなことで思っておりますので、このあたりしっかりと取り組んで行きたいと思っております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 三好委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず人材育成につきまして、種々ご指摘等いただいております。新規採用者の研修でございますが、現在は6日間行っております。その中で先輩職員と語る場を設けて、交流するというか、自分の状況を確認する機会も設けております。

またその基礎的な知識の継承という部分については、数年前から退職部長級の講話という形で、管理職が継承するような研修も設けております。新規採用者の研修がこれで十分かと言われると、十分ですとはなかなか言えない部分があるのかなというふうには認識しておりますし、新規採用者の研修、また他の職階別の研修も含めて、ご指摘いただいた部分については、見直しを進めます人材育成計画などで適切に反映をしていきたいというふうには考えております。少しだけ人事課の考える人材育成の改革と申しますか、そのあたりについてですけれども、述べたいと思いますけれども、一言で人材育成と言ってもそう簡単ではございません。

例えば人事評価制度の再構築、この部分だけでも人事評価制度の現状の課題として、業績評価が未導入であったり、給料、賞与の反映が適切にできていなかったり、全職員への導入ができていなかったり、再任用制度とのリンクの関係が不十分であったり、評価者と被評価者の関係がまだまだ検討の余地があったりと、人事評価制度の部分だけでも、このように多くの課題ということがございまして、それに一つずつ対応していているという現状でございます。

人事評価制度以外にも、昇任、昇格制度の見直しの部分であったり、採用試験

制度、これも平成24年度以降北摂の共同採用試験以外に、独自の試験を実施して、いろいろ課題を見つけたりして対応している部分もございます。そういったところで、人材育成計画見直しをするわけなんですけども、その見直しをするまでもなくできる部分については、改革に取り組んでおりますので、今後もう一度課題を十分整理する中で、適切に対応してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に退職金の問題でございますけれども、先ほどラスとの関係ということでご答弁申し上げます。基本的には市職員全体を見れば、当然ラスとのリンクということになるわけですけれども、個々の職員を見れば、当然単純なラスとの連動ということにはなってきません。副主査、係長、課長代理、課長、次長、部長へ昇格すれば、当然のことながら退職金を含めた生涯賃金に影響が出てまいります。

先ほど能力評価の平成27年1月からの給与反映というふうに申し上げましたけど、この部分についてはまず管理職からというふうに考えておりますが、当然退職金の方にも影響が出てまいります。したがって、単純に能力評価を実施して給与へ反映したから退職金が多くなるということではないんですけれども、そのあたり、今後導入後どういった影響、どの程度の影響ということも見きわめながら、人事評価制度の部分の運用を進めていきつつ、退職金の問題についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと釜石市の派遣のところのご指摘をいただいた部分なんですけど、先ほど水谷委員のときに申し上げればよかったんですけども、申し訳ございません。本市の場合は、半年に4回、ですから年に8

回、派遣職員が市の方に帰ってこれるような措置をしております。他市の場合は、半年に1回程度というところもございませけれども、本市の場合は、本人がこちらに戻ってきて、少し英気を養うといひますか、家族との関係もございませるので、その部分を優先して、半年に4回、年8回ということの配慮をいたしております。そのときに、いろいろ本人と面談をしつつ、ご本人さんの意思、状況を十分確認しながら、今後の対応ということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 総務部長。

○有山総務部長 先ほど山口次長のほうからコミプラの基本設計というか、別府のところございませました。

このうち保育所に貸し付けるということで遅れることはないのかというご質問がありました。この普通財産の一時使用許可は、総務部のほうで出しておりますので私のほうから答弁をさせていただきます。

使用許可の期間につきましては、平成26年4月1日から27年3月31日ということで、1か年の使用許可となっております。これに対しまして、私どものほうで付けている条件でございませますが、使用期間中、使用者において当敷地を適切に管理し、事故、苦情等においても責任を持って処理をすること。それから使用期間終了の際は、現状を回復して返還すること。ご心配のことにつきまして、こういう条件を付しております。使用期間中であっても、市が公用または公共用に供する必要が生じたときは、使用の全部または一部を取り消しし、または変更することができるということで、三つの条件を付しております。したがってこのことによって、遅れるということは

生じないと考えておるところでございませ。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 これでも最後にしときませすけど、先ほどの財政論議なんですけど、1回目の質問に尽きてくるんですけども、課長からのご説明もいただきましたけど、本来財政の担当課長の立場ならば、もう少し今の財政を厳しく見る必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、例えば先ほど言われてるような、摂津市の財政構造を見ていくと、市税収入やったら固定資産が安定的に入ってくる、法人市民税は他市よりも高い、市民税は先ほどこれからまだ微量ですけど増えてくる、ただし構造的に見ていくと、繰出金が多い、それから扶助費がどんどん増えてくる。

一方では人件費は相当抑えてきておりますけど、じゃあ、繰出金が多いことはそれなりにやっぱり公債費が非常に多い中で、先ほど言うところのは、一般会計に対する比率だけを言われてましたけど、本来やったら、我々やっぱり見ておかなければならないのは特別会計に対する、この繰出金の多さも見とかなあかんですよね。

そういったことを、先日の本会議場でも、理事者側からも経常収支比率だけとらまえて厳しいとはいつつも、一方では財政力指数が大阪府下上位になるとか、それとか住みやすさランキングが全国七十何位になるとか、一方では厳しい厳しいと言いつつながら、逆に理事者側のほうが安易な考え方になってるんじゃないかなというのが非常に気になって、先ほど披瀝をしたんですけど、こういったことについて、行政に携わってる副市長のほうから本当に、第5次行政改革が必要だというのが、その根拠が我々

もやっぱりきっちりつつかんでおかなければ、第5次行政改革、これからまだ出てくるであろうという中で、そんなに財政力指数のトップに行って、住みやすさランキング七十数位まで行ってるんやったら、じゃあ、何を今度行政改革をやるんですかということについては、我々市民に対する説明責任もありますし、これから5年、10年先の摂津市のあるべき姿を考えていったときに、やはり借金というのは早急に返して行って、健全な財政運営にもっていかなければならないというのを、一度ベクトルを合わせておきたいというふうに思いますんで、きっちりとお答えいただきたいと思います。

市史編さんについては、確かに担当者の立場から言うと、それ以上踏み込んだことは言えないんですけど、私は、総務部長、財政の責任者として、この1,400万円、それから3億円に対するそれが総務部が持っているから総務部にしか聞けない部分があるんですけど、一旦予算を付けたやつやから、そのまま行かなければならないんだという感覚もわからんことないですよ。

ただ見直すということも必要だということを私は訴えてるんですよ。それよりもやっぱり今手を差し伸べなければならぬところに手を差し伸べる予算を、その部分の何ぼかを持っていく必要性があるんじゃないかなと。

先ほど来言ってる、古代とか近代って、僕が言うたらそのままオウム返しのように返ってくるんですけど、そういったところは逆に僕は生涯学習部が所管する、教育委員会が所管するようなところの分野やろうと思うんですよ。先ほど言うたような水害の部分とかいうのは、これはもう近代史になって現代史ですから、大概それは歴史をひもといていったら、

どこの所管だろうが全部出てきますけどもね。だからそのあり方というのが、本当にこのスタートした段階でもう少し厳しく言えばよかったんですけど、やらなければならないことはわかりますけど、ここまで幅を広げてやる必要あるのかと言うて、2000年前からもう一度ひもとしてやるんかと言うたら、たまたま明和池は確かに貴重な文化財かもわかりませんが、ああいった文化財についてはやっぱり冊子版でやるとか、昭和50年にいただいた、先ほどの分でもそうですよ、この摂津市史の別巻というやつも、これも後で追加増刷した分なんですよ。

これは市制30周年の記念のときにつくった分ですよ。だからこういったことができないもんかということ、話をさせていただいてるんです。だからそういった観点で、部長、どんな感覚を持ってるか教えていただけます。

それとさっき山口次長からご答弁いただいた部分の中で、ちょっと気になる部分が、旧味舌と三宅の部分は答弁で素直に反省もしていただいて、この分については過去どうであったかということはおもう一切言いませんから、やはり早急に調査もしながら、できるだけ早めに我々のほうにも報告をいただけるような業務をやっていたきたいということで、これはもう要望としておきますね。それから、もう一つ別府のコミュニティ施設については、資料、構想ができていないということですね。

確かに、情報の共有化はしていただかなければならないんで、僕は今いただけてないから、これ以上は言えませんが、あとでいただいた人がしゃべるかもわかりませんが、何か、そういった分でも我々のこれは大きなプロジェクトやったと思ってるし、すごく別府地域の方々

が期待も寄せて、ワークショップにもものすごく参加もしていただいてやってる内容なんですよ。それに対して、でき上がってるやつが議会にも提示されへんで、後出しじゃんけんみたいなことで、本当に我々との信頼関係というのは一体どうなるんかというふうに思ってます。

これ以上のこと言えませんが、後の質問者にこれはお任せしますね。私の手元に何も無いから。それだけちょっと指摘しときますね。

それと、人事の人材育成のやつはこれからまだいろいろ研究してください。それから退職金にかかわる人事評価制度の中で、職能給を導入するという部分で、これは昔からいろいろ議論をしてきて、その中でできるんは、勤勉手当の中での運用しか確保はできなかったんですよ。基本給の原資になる部分で、それは人事として触れるようになったんですか。その原資を触らないと、退職金には反映できないんですよ。今の市役所の退職金制度の中には、給料、本給の部分でしか退職金には反映できないですよ。あとの地域手当か勤勉手当なんかは、これは退職金外ですから、手当て部分は。だから本給部分で触れるようになったんかどうか、それならばその仕組みをどうしていくんですかいうて、そのパイの取り合いですから、トータルの中でのね。それは次の議論にしますけど、きょうはその本給の中で反映できるように、地方公務員法の中で認められたんかどうか、それが認められるんやったら退職金まで全部反映されるから、個人の所得としてはね。だからその部分をお聞かせいただけますか。釜石市に行ってる方については、そこまでやっていただいているということについては理解できましたけど、次年度はどうするのですか。次年度も含めて、

要はこの3月31日やから、あと20日しかないし、本人には僕の感覚で言うたら2週間ぐらい前には、内示をやっぱり出しとってあげないと、人事の問題やから、そういったケアも含めながら、全体的に言うたらちょっと配慮は足らんなどということもちょっと指摘しときます。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三好委員の3回目のご質問にお答えしたいと思います。

財政の現状認識として甘いのではないかというご指摘でございます。

確かに公債費という観点から言いますと、平成24年度の財政健全化指標の一つでございます、実質公債費比率、これは当然下水道特別会計の償還も含めますが、この数値については7.9パーセントということで、府内平均を1ポイント上回ってるということやあるいは近隣市の状況、茨木市でありますとか吹田市、摂津市、これはゼロないしはマイナスの率になっておると、そういうところを考えますと、非常に公債残高というのは足かせになるというのは事実でございます。

それで5次の行革のお話になるんですが、基本的に5次行革の理念というのが、持続可能な行政運営、これをするためにどうするんやと、一つは非常に強固な財政基盤を確立しなければならないというのが一点と、今もこの委員会で議論になってます人材の育成ということでございます。我々も財政方としまして、個々の強固な財政基盤というのは私は外部環境が、非常に変わるような状況、我々にとっては非常に外の環境、税制改正でありますとか、経済環境、こういうのが大きくぶれますんで、しっかり基金の残高を見きわめた上で、地方債についてはコントロールしていきたいというのが財政運営の基本スタンスと考えております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 能力評価結果の給与反映についての原資の部分についてご答弁申し上げます。能力評価につきましては平成17年の人事院勧告で、国が18年から実施をしております、国の制度上では基本的には予算の範囲内というのが原則になっております。

本市としての考え方でございますが、当然プラス評価ばかりすれば人件費は膨らんでしまいますので、基本は絶対評価でございますけれども、そこにある程度の相対の考え方を持って、トータルで予算の範囲内で運用していきたいというふうに現状は考えております。

○野口博委員長 小野副市長。

○小野副市長 三好委員は十分ご理解の上でそういう質問しているというように思っておりますけれども、私も第5次行革の例えば観点から見ても1年前倒ししております。

それで職員の一部から第1次行革からやってきた人間としては、また行革かと、もうええ加減にしてくれという声があるというふうに見てます。したがって、私はこの前の部長会で言っとったんですが、この市政運営の基本方針の2ページ、3ページをきちっと読ませなあかんよと、ここに背景があるよと、だからこれは職場で十分部課長が課員に対して自分の言葉でなぜしなきゃならないかということ語ってもらわなあかんということをおっしゃりました。

この3月25日に予算説明会を財政課がもっております、そこで言おうと思っとったんですが、基本的に今までの議会の中で申しておりますように、歳出面について、歳入面は市債発行と基金繰り入れのバランスを図らなきゃならないということと、適切な受益者負担を求めると

ということと、それから市有財産を売却なり貸出しなど有効利用を図るということとであります。これは過去から申し上げてまいりました。

それで問題は歳出面の特に扶助費、とりわけ単独扶助費については制度改革もやらなければならないというふうに思っております、所得制限も入れなけりゃならないと思っております。それから人件費についてもやはり更なるこの連立問題なんか考えまして、さらにアウトソーシングと定数は触らざるを得ないと、持たないというふうに思っております。

それで委員ご指摘のように私の認識も平成17年の経常収支比率110ポイント、これは第2の夕張と言われました。レジャープールも売りました。あのときにも大議論になりました。覚えております。

それで平成24年度100.2パーセントの中で、人件費は5.3ポイント下がっております。それが扶助費が6.2増えております。したがって本会議、委員会で申し上げてるように、人件費の減で扶助費が賄ってきたのは間違いありません、単純に言いますと。それはその中で公債費はご指摘のとおり12.4下がっております。12.4下げたと、そういうことの中で約10ポイント下がったことは間違いありません。

それで、問題は私のところに来るのは、北摂七市における摂津市はどうするんやということと言われるんですね。高槻市、茨木市、吹田市、箕面市もやってるやないかという議論がかなりあります。担当部長からもこの議論はします。

ところが、言われましたように、個人で見ますと、確かに財政力指数でいきますと、歳入に対する市税の割合は、平成26年度予算でも52パーセント持って

おります。去年あたり50ぐらいあったと思うんです。これだけ持っているのは吹田市とうちしかないんです。そういうことを見れば、安定収入がありますから、非常に強いと見てもいい、これも市長が言われるとおりでと思います。

ただ、その中でも固定資産税が圧倒的にうちは強いということがありますから、ここが市の強みであります。それが市長が言われてる中身であります。ただ今言われてるその個人で見ましたら、摂津市は平成23年度決算見ましても、堺と大阪市を除いて、41市中17位ぐらいに走っとるんですね。ところが個人では圧倒的に、いわゆる北摂7市3町で、箕面、吹田、豊中、池田、豊能、茨木、島本、高槻まで全部9位まで入ってきます。ここに問題があると私は思ってます、基本的に。そこにあるのが扶助費問題が横たわってくると、ここを考慮しておかないとならないことと、それから扶助費については、単独扶助費は市民一人当たりでは摂津がナンバーワンだと、ところが41市中で箕面が37位であります。したがって箕面の個人市民税が一番高くて、いわゆる単独扶助費が箕面が一番低いという状況があります。したがってそこのところにアンバランスがあり、市が議会のほうから、また市民から言われる中身あるということがありますので、ここはどうしても触らないと立ち行かないと。それからもう一つは繰出金の問題は、摂津は第5位であります。それで箕面市が一番低くて、府下の38位であります。したがって、こういうところから見たときに、いわゆるその公債費の市民1人当たりで見ても、41団体中、平成23年度決算では吹田が38位、高槻39位、茨木が41位であります。この差があります。したがってそこと付き合いをしていくと

なれば、地方債残高も高槻は府下最低の41位であります。それ私は一つこの指数でいろいろ見方はあるんですが、やはり經常収支比率と、それからやはり実質公債費率を見なきゃならないというふうに思います。

それでこの經常収支比率には府下で一番いいのは茨木市であります。これ86ぐらいだと思いますから、これ府下ナンバーワンの財政を誇っております。それから実質公債費率につきましては、うちは7ポイントぐらいあると思うんですが、茨木とか高槻はマイナスなんです、これが。だからそこがないということになるんですね。

だからそのことを考えたときに、摂津はいわゆる財政の硬直化、底の浅さはすごいもんがあるというふうに見てますので、このことを職員が理解しない限り、なぜ行革をしなければならぬのかということになると思うんです。したがって私はこの25日の予算説明会でも、これは言わなきゃならない。したがって第5次行革は摂津が、茨木、高槻、吹田と伍して一緒にやっというところならば、やはり摂津は摂津としての見直しはせざるを得ないというふうに私は思っております。

そうしなければもたないというのは間違いないということが思っておりますので、そういう観点から今後扶助費問題を見なきゃならない。

ただ、扶助費問題もやはりここを余り触り過ぎると、定住とか人口減とか住みやすさの問題もありますから、これは十分議会とも議論させてもらった上で、どういう形で今後していくかということ、基本的に考えた上で、一方的にはできないと思いますので、やはり摂津市の人口を見ながら、その税収、市の核と言い

ますか、そのことを見ながらバランスの取れた形でやるべきだと。しかし、摂津市の財政は底が非常に浅いということは間違いないということを思っていますので、財政力は強いですが、昼間人口は強いですが、中身の構造は極めて厳しいというのに、これは職員が一致して理解をすべきというふうに思っております。

それから市史の問題ありますけど、市史の問題は、この議論は進んでおります。それでこれ申し上げますと、私と総務部長と当時、和島教育長ですが、これは激論になりました。総務部長はこの委員で入ってますけど、総務部長は市史の理解がないというふうにお叱りを受けてることを先生から聞いております。

ただ、ここまで進んできた中身でございますので、これを止めるわけにいかない。ただ、私は思いますのは、一部、現代版でもあんまりにも政治的な形の中で書かれてる分が多過ぎるのではないかという意見もあります、現実には。この摂津市の近代版と言いますか、市制施行以降の書き方も、時の政治の状況とマッチし過ぎてしまって、非常に問題ではないかということをおっしゃっております。したがってそういうことも見ながら、一旦進めてきたもんでございますから、今後のこの部分は1,700自治体ありますが、みんな村史、市史、町史を持っておりますが、ここのところはもう一度、やはり議論はする必要は、進めてきたからこのまま進んでいくんだということで行った場合に、それは阪大の先生方に怒られますが、摂津市の状況で、これからの財政状況によっては、この辺のことをもう少しお願いしてでも、というようなこともやっぱり考えていかないと、もう進んだもんだからこのまま進めていくと言い切れない部分が私にも、個人的に持っております。

すので、止めるわけではございません。止めるのはいけません、言われたことも十分一遍しんしゃくしながら、今後の市史の編さんをどのペースでどの課が進めていくかについてはもう一度、ここでは申し上げますが、議論はさせていただきたいと、また追って、このことについては議論しますんで、問題はあると私自身も言わざるを得ない部分だなとは思っておりますので、きょうはこの辺のところでご理解を頂戴いたしたいというふうに思います。

○野口博委員長 三好委員の質疑は終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時44分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 渡辺 慎吾